

令和7年度 あま市地域防災計画 新旧対照表

風水害等災害対策計画

第1編 総則

頁	現行	改正案	備考
14	<p style="text-align: center;"><b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <b>(追記)</b> その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<b>給水支援</b> その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

第2編 災害予防

頁	現行	改正案	備考																																																
22	<p style="text-align: center;"><b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2節 <u>(追加)</u> 自主防災組織 <u>(追加)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>(追記)</u> 1<u>(1)</u> あま市防災会議 1<u>(2)</u> あま市災害対策本部 1<u>(3)</u> 消防及び水防機関</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動</td> </tr> <tr> <td>市、県</td> <td>4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td>市、県、商工団体等</td> <td>3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>(追記)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(追記)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 <u>(追加)</u> 自主防災組織 <u>(追加)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 <u>(1)</u> あま市防災会議 1 <u>(2)</u> あま市災害対策本部 1 <u>(3)</u> 消防及び水防機関	県	2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保	自主防災組織	3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動	市、県	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	企業	2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献	市、県、商工団体等	3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備		<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>		<p style="text-align: center;"><b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td>1<u>(1)</u> <u>消防団の充実強化</u> 1<u>(2)</u> あま市防災会議 1<u>(3)</u> あま市災害対策本部 1<u>(4)</u> 消防及び水防機関</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動</td> </tr> <tr> <td>市、県</td> <td>4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td>市、県、商工団体等</td> <td>3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>名古屋地方気象台</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	1 <u>(1)</u> <u>消防団の充実強化</u> 1 <u>(2)</u> あま市防災会議 1 <u>(3)</u> あま市災害対策本部 1 <u>(4)</u> 消防及び水防機関	県	2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保	自主防災組織	3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動	市、県	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	企業	2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献	市、県、商工団体等	3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備		<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>		<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																	
第2節 <u>(追加)</u> 自主防災組織 <u>(追加)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 <u>(1)</u> あま市防災会議 1 <u>(2)</u> あま市災害対策本部 1 <u>(3)</u> 消防及び水防機関																																																	
	県	2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保																																																	
	自主防災組織	3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動																																																	
	市、県	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																																																	
第3節 企業防災の促進	企業	2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献																																																	
	市、県、商工団体等	3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備																																																	
	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																																																	
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																	
第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	1 <u>(1)</u> <u>消防団の充実強化</u> 1 <u>(2)</u> あま市防災会議 1 <u>(3)</u> あま市災害対策本部 1 <u>(4)</u> 消防及び水防機関																																																	
	県	2(1) 自主防災組織の推進 2(2) 防災ボランティア活動の支援 2(3) 連携体制の確保																																																	
	自主防災組織	3(2) 自主防災組織の設置・育成 3(3) 自主防災組織の活動																																																	
	市、県	4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																																																	
第3節 企業防災の促進	企業	2(2) BCPの策定・運用 2(3) 生命の安全確保 2(4) 二次災害の防止 2(5) 地域との共生と貢献																																																	
	市、県、商工団体等	3(1) BCP等の策定促進 3(2) 相談体制等の整備																																																	
	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>																																																	
24	<p><b>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</b></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</b></p> <p><u>(4) 消防団の充実強化</u></p> <p>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むもの</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																																																

		とし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。									
29	<b>第3節 企業防災の促進</b> <b>3 市、県及び商工団体等における措置</b>  <u>(追記)</u>	<b>第3節 企業防災の促進</b> <b>3 市、県及び商工団体等における措置</b> <b>4名古屋地方気象台における措置</b> 名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正								
33	<b>第2章 水害予防対策</b> <b>第1節 河川防災対策</b> <b>3 関連調整事項</b> <u>(4) (追加)</u>	<b>第2章 水害予防対策</b> <b>第1節 河川防災対策</b> <b>3 関連調整事項</b> <u>(4) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u> また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正								
39		<b>第3章 土砂災害等予防対策</b> <b>■ 基本方針</b> ○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。	追加								
		<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 宅地造成等の規制 誘導</td> <td>県、市町村</td> <td>(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2)造成宅地防災区域 (3)宅地危険個所の防災パトロール</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 実践的な訓練の実施 1(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 宅地造成等の規制 誘導	県、市町村	(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2)造成宅地防災区域 (3)宅地危険個所の防災パトロール	第2節 被災宅地危険度判定の体制整備	県、市町村
区分	機関名	主な措置									
第1節 宅地造成等の規制 誘導	県、市町村	(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 (2)造成宅地防災区域 (3)宅地危険個所の防災パトロール									
第2節 被災宅地危険度判定の体制整備	県、市町村	1(1) 実践的な訓練の実施 1(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理									

## 第1節 宅地造成等の規制誘導

### 県（建築局、都市・交通局）及び市町村における措置

#### (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずる恐れが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

#### (2) 造成宅地防災区域

県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩壊により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

#### (3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の災害パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

#### (4) 既存盛土等調査

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

## 第2節 被災宅地危険度判定の体制整備

### 県（建築局）及び市町村における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市町村と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

#### (2) 相互支援体制の整備

県及び市町村は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

47	<p style="text-align: center;"><b>第4章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第1節 交通関係施設対策</b></p> <p><b>2 道路</b></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>②</u> 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導  浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第1節 交通関係施設対策</b></p> <p><b>2 道路</b></p> <p><u>② アンダーパス部等の道路の冠水防止</u>  <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>③ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u>  <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被害地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p><u>④ 直轄国道の高架区間等の避難場所としての活用</u>  <u>中部地方整備局は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u></p> <p><u>⑤</u> 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導  浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
58	<p style="text-align: center;"><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p> <p><b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b></p> <p><b>2 消防機関（市）における措置</b></p> <p><u>(追記)</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。  特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p> <p><b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b></p> <p><b>2 消防機関（市）における措置</b></p> <p><u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、</u>消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。  特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p>	
59	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 被災者等への情報伝達  電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。  また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備等</b></p> <p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u>  <u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(3) 被災者等への情報伝達  電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。  また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

60	<p><b>6 救助・救急等に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善並びに点検する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p><b>6 救助・救急等に係る施設・設備等</b></p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正															
60	<p><b>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p><b>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正															
70	<p style="text-align: center;"><b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備等</td> <td>市</td> <td>           1(1) 避難所等の整備            1(2) 指定避難所の指定  <u>(追加)</u>            1(3) 避難所としての適切な施設            1(4) 避難所が備えるべき設備の整備            1(5) 避難所の破損等への備え            1(6) 避難所の運営体制の整備  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td>市、県、社会福祉施</td> <td>1(1) 社会福祉施設等における対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>(追加)</u> 1(3) 避難所としての適切な施設 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	第2節	市、県、社会福祉施	1(1) 社会福祉施設等における対策	<p style="text-align: center;"><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備等</td> <td>市</td> <td>           1(1) 避難所等の整備            1(2) 指定避難所の指定            1(3) <u>指定福祉避難所の指定</u>            1(4) 避難所としての適切な施設            1(5) 避難所が備えるべき設備の整備            1(6) 避難所の破損等への備え            1(7) 避難所の運営体制の整備            1(8) <u>避難者等の情報把握</u>            1(9) <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) <u>指定福祉避難所の指定</u> 1(4) 避難所としての適切な施設 1(5) 避難所が備えるべき設備の整備 1(6) 避難所の破損等への備え 1(7) 避難所の運営体制の整備 1(8) <u>避難者等の情報把握</u> 1(9) <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																
第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>(追加)</u> 1(3) 避難所としての適切な施設 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>																
第2節	市、県、社会福祉施	1(1) 社会福祉施設等における対策																
区分	機関名	主な措置																
第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) <u>指定福祉避難所の指定</u> 1(4) 避難所としての適切な施設 1(5) 避難所が備えるべき設備の整備 1(6) 避難所の破損等への備え 1(7) 避難所の運営体制の整備 1(8) <u>避難者等の情報把握</u> 1(9) <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>																

要配慮者支援対策	設等管理者	1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 避難支援等関係者となる者 1(5) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 1(6) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 1(7) 名簿の更新に関する事項 1(8) 名簿情報漏えい防止のための措置 1(9) 避難支援等関係者の安全確保 1(10) 外国人等に対する対策 1(11) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策

第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 避難支援等関係者となる者 1(5) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 1(6) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 1(7) 名簿の更新に関する事項 1(8) 名簿情報漏えい防止のための措置 1(9) 避難支援等関係者の安全確保 1(10) 外国人等に対する対策 1(11) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を災害法施行令の定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。(資料編4-2を参照)

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。(追加)

<一人当たりの必要占有面積>

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス(削除)>

感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する)。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、(追記) 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

キ((3))ウより転記)

(3) (追記) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、(追記) 福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な公共施設等を災害法施行令の定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。(資料編4-2を参照)

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難する

「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正

滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

**ウ** 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

**エ** 市は、**(追記)** 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくるこないよう、必要に応じて、あらかじめ**(追記)** 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

**オ** 市は、前述の公示を活用しつつ、**(追記)** 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に**(追記)** 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (4) 避難所としての適切な施設

避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、必要に応じ行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

#### (5) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、**(追記)** テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション**(追記)** 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、**(追記)** ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線 LAN 等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

#### (6) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

#### (7) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、平成27年度に作成した「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

また、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

ことができるよう努めるものとする。

#### (4) 避難所としての適切な施設

避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、必要に応じ行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

#### (5) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、**給水タンク、貯水槽、防災井戸、**テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、**炊き出し設備、入浴設備**等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、**衛星通信を活用したインターネット機器、**ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線 LAN 等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

#### (6) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

#### (7) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、平成27年度に作成した「あま市避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

また、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、**受入体制を住民へ周知徹底する。**

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策に

73	<p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考</u>に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>ついて定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>⑧ 避難者等の情報把握</u> 市は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>⑨ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア 市は、在宅避難者等が発生する場所や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	
78	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</b></p> <p>(1) 災害ケースマネジメント</p> <p>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</b></p> <p>(1) 災害ケースマネジメント</p> <p>県及び市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
80	<p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>③ (追記)</u></p>	<p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>③ 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> 大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づき「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</p>	定義の明確化

82	<p style="text-align: center;"><b>第9章 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p><u>(削除) 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、(削除) 感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u></p> <p><u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空スペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u></p> <p><u>(削除) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	
83	<p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</b></p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	

85	<p style="text-align: center;"><b>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p> <p>■ <b>基本計画</b></p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。<u>(追記)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p> <p>■ <b>基本計画</b></p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
90	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p><b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

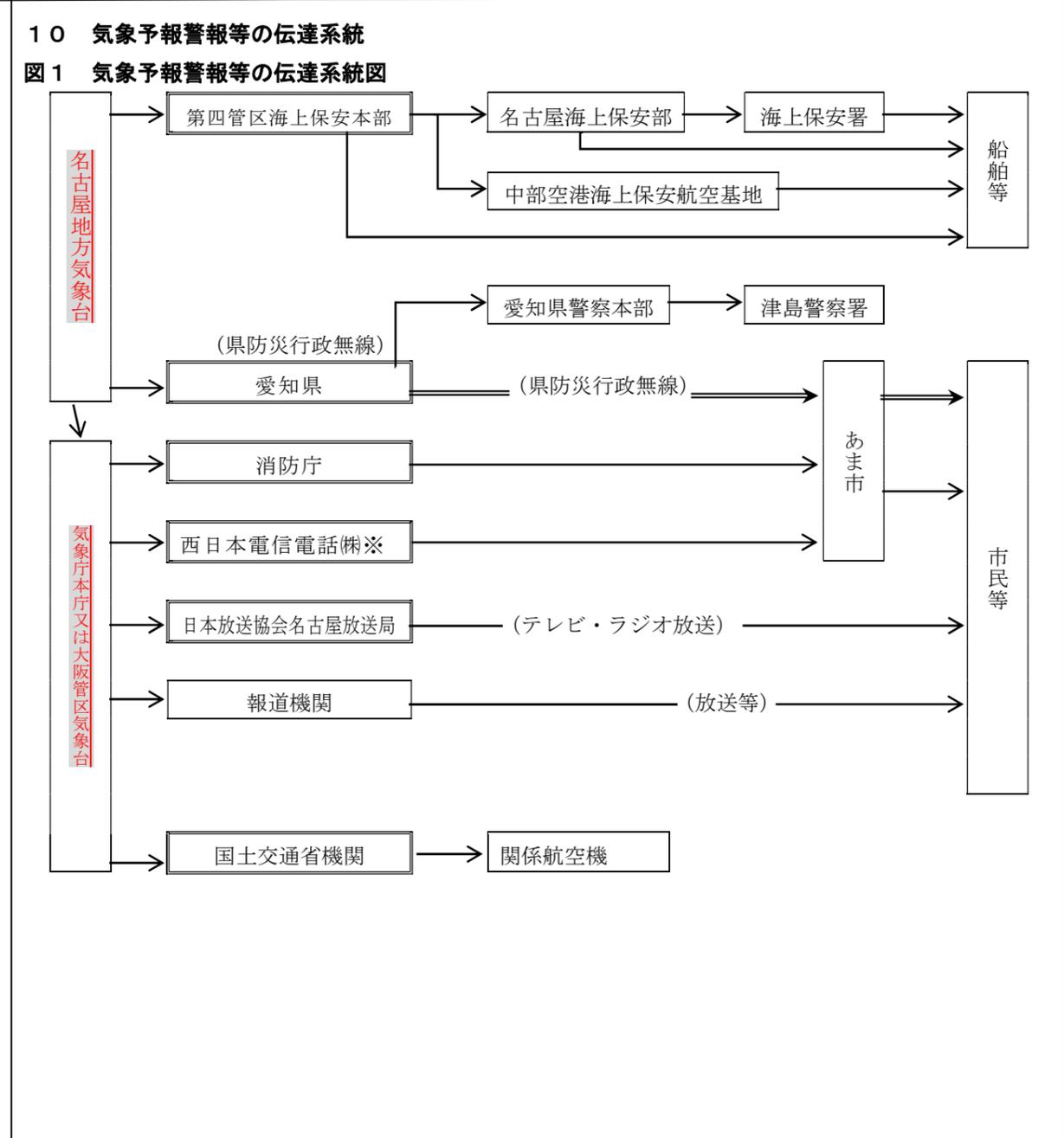
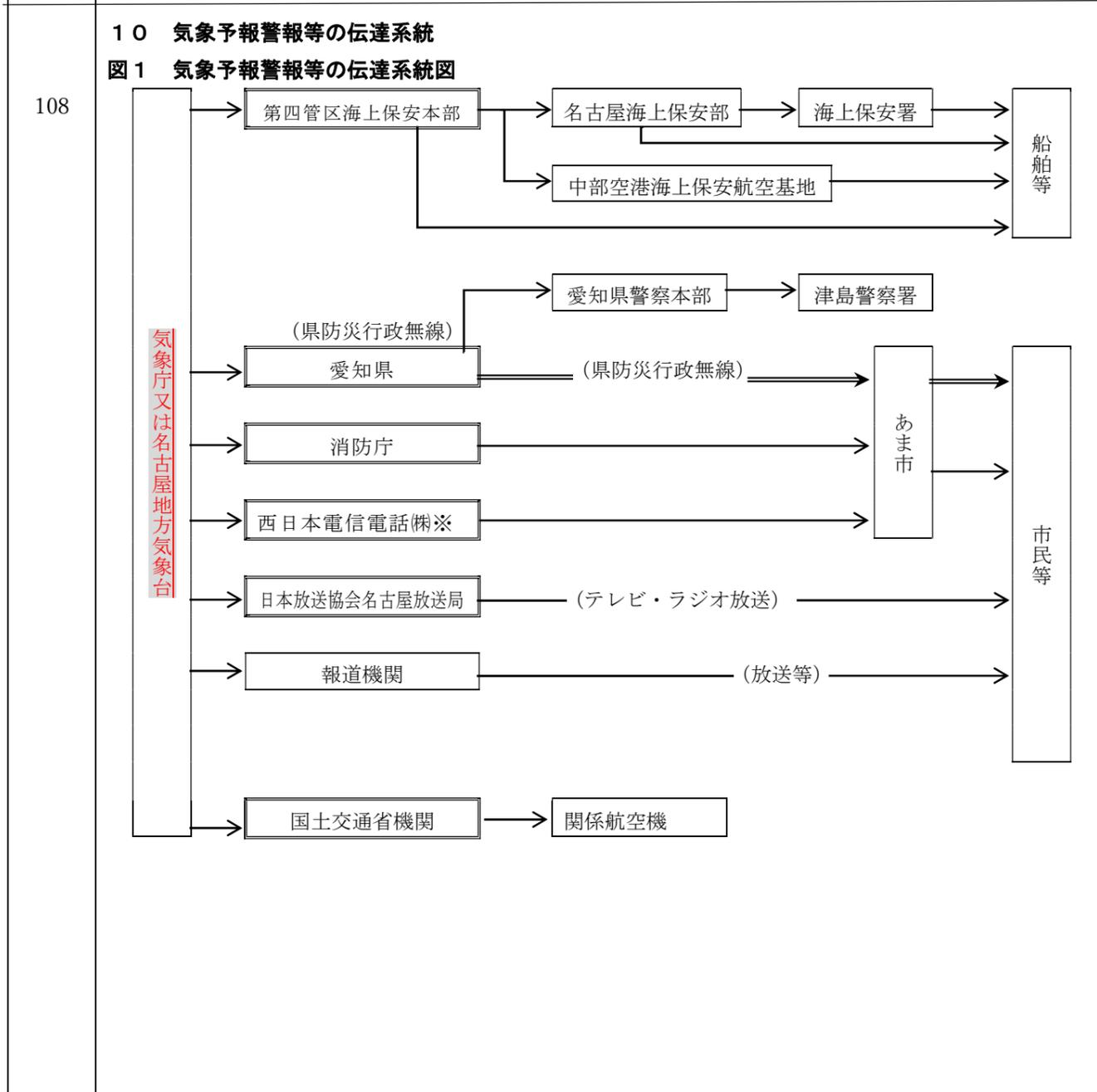
第3編 災害応急対策

頁	現行	改正案	備考																																																																																				
104	<p style="text-align: center;"><b>第2章 避難行動</b></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象予報警報等の 発表、伝達</td> <td>市</td> <td>1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象 台</td> <td>2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局</td> <td>3 洪水予報の発表・伝達 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西日本電信電話 株式会社</td> <td>7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本放送協会名 古屋放送局</td> <td>8 迅速な警報の放送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の防災関 係機関</td> <td>9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難情報</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象 台、中部地方整 備局</td> <td>4(1) 市長への助言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>5(1) 避難等の措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 市民等の避難誘導 等</td> <td>市</td> <td>1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td>第4節 広域避難</td> <td>市</td> <td>1 広域避難に係る協議</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象予報警報等の 発表、伝達	市	1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知		名古屋地方気象 台	2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達		中部地方整備局	3 洪水予報の発表・伝達 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>		西日本電信電話 株式会社	7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知		日本放送協会名 古屋放送局	8 迅速な警報の放送		その他の防災関 係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置	第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請		水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）		県警察	3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示		名古屋地方気象 台、中部地方整 備局	4(1) 市長への助言		自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置	第3節 市民等の避難誘導 等	市	1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援	第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議	<p style="text-align: center;"><b>第2章 避難行動</b></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象予報警報等の 発表、伝達</td> <td>市</td> <td>1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象 台</td> <td>2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局</td> <td>3 洪水予報の発表・伝達 <u>3(3) 予測水位情報の提供</u> <u>4 水防警報の発表・伝達</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西日本電信電話 株式会社</td> <td>7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本放送協会名 古屋放送局</td> <td>8 迅速な警報の放送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の防災関 係機関</td> <td>9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難情報</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象 台、中部地方整 備局</td> <td>4(1) 市長への助言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>5(1) 避難等の措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 市民等の避難誘導 等</td> <td>市</td> <td>1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td>第4節 広域避難</td> <td>市</td> <td>1 広域避難に係る協議</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象予報警報等の 発表、伝達	市	1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知		名古屋地方気象 台	2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達		中部地方整備局	3 洪水予報の発表・伝達 <u>3(3) 予測水位情報の提供</u> <u>4 水防警報の発表・伝達</u>		西日本電信電話 株式会社	7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知		日本放送協会名 古屋放送局	8 迅速な警報の放送		その他の防災関 係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置	第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請		水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）		県警察	3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示		名古屋地方気象 台、中部地方整 備局	4(1) 市長への助言		自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置	第3節 市民等の避難誘導 等	市	1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援	第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議	<p>防災基本計画修 正を踏まえた修 正</p>
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 気象予報警報等の 発表、伝達	市	1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知																																																																																					
	名古屋地方気象 台	2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達																																																																																					
	中部地方整備局	3 洪水予報の発表・伝達 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>																																																																																					
	西日本電信電話 株式会社	7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知																																																																																					
	日本放送協会名 古屋放送局	8 迅速な警報の放送																																																																																					
	その他の防災関 係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																																																																					
第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請																																																																																					
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）																																																																																					
	県警察	3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示																																																																																					
	名古屋地方気象 台、中部地方整 備局	4(1) 市長への助言																																																																																					
	自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置																																																																																					
第3節 市民等の避難誘導 等	市	1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援																																																																																					
第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議																																																																																					
区分	機関名	主な措置																																																																																					
第1節 気象予報警報等の 発表、伝達	市	1 必要事項を市民及び所在の官公署へ周知																																																																																					
	名古屋地方気象 台	2 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 3 洪水予報の発表・伝達																																																																																					
	中部地方整備局	3 洪水予報の発表・伝達 <u>3(3) 予測水位情報の提供</u> <u>4 水防警報の発表・伝達</u>																																																																																					
	西日本電信電話 株式会社	7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する 通知																																																																																					
	日本放送協会名 古屋放送局	8 迅速な警報の放送																																																																																					
	その他の防災関 係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置																																																																																					
第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要請 1(2) 報告（災対法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要請																																																																																					
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）																																																																																					
	県警察	3(1) 警察官職務執行法第4条による措置 3(2) 災対法第61条による指示																																																																																					
	名古屋地方気象 台、中部地方整 備局	4(1) 市長への助言																																																																																					
	自衛隊(自衛官)	5(1) 避難等の措置																																																																																					
第3節 市民等の避難誘導 等	市	1 市民等の避難誘導等 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援																																																																																					
第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議																																																																																					

**第1節 気象予報警報等の発表、伝達**  
**3 洪水予報（中部地方整備局）**  
 106 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、日光川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。  
（追記）

**第1節 気象予報警報等の発表、伝達**  
**3 洪水予報（中部地方整備局）**  
 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、日光川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。  
③ 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。

表記の整理



伝達系統図の更新

第4章 応援協力・派遣要請

第3節 自衛隊の災害派遣

6 災害派遣部隊の受け入れ

ウ 自衛隊

連絡先	電話番号
陸上自衛隊第10師団司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4235 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (防災行政無線) 88-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 89-023-023-31
陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4831 (第3科) 課業時間外：内線 4509 (当直室) (防災行政無線) 88-8230-34 (衛星電話) 89-023-023-34
陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内：内線 3232 (第3科) 課業時間外：内線 3302 (当直室) (防災行政無線) 88-8240-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (第3科) (衛星電話) 89-023-240-31
陸上自衛隊第10後方支援連隊	(加入電話) 0568-81-7183 課業時間内：内線 232 (第3科) 課業時間外：内線 202 (当直室)
航空自衛隊第1輸送航空隊	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 88-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (衛星電話) 89-023-250-31
海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 89-012-637-723 (第3幕僚室)

第4章 応援協力・派遣要請

第3節 自衛隊の災害派遣

6 災害派遣部隊の受け入れ

ウ 自衛隊

連絡先	電話番号
陸上自衛隊第10師団司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4235 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (防災行政無線) 88-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 89-023-023-31
陸上自衛隊第35普通科連隊	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線 4831 (第3科) 課業時間外：内線 4509 (当直室) (防災行政無線) 88-8230-34 (衛星電話) 89-023-023-34
陸上自衛隊第6施設群長	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内：内線 3232 (第3科) 課業時間外：内線 3302 (当直室) (防災行政無線) 88-8240-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (第3科) (衛星電話) 89-023-240-31
陸上自衛隊第10後方支援連隊	(加入電話) 0568-81-7183 課業時間内：内線 232 (第3科) 課業時間外：内線 202 (当直室)
航空自衛隊第1輸送航空隊	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 88-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (衛星電話) 89-023-250-31
海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 89-012-637-723 (第3幕僚室)

145

自衛隊の部隊改編に伴う修正

151	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>(追記)</u></p>	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p><b>1 市及び県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
156	<p><b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p><b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>医療法の改正に伴う修正</p>
159	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>1 市（保険所設置市を除く）における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p> <p><b>1 市（保険所設置市を除く）における措置</b></p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
180	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p>	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずること。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

<p>180</p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考に配慮するものとする。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テント等での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>サ ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図る。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考に配慮するものとする。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テント等での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被害者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>
<p>181</p>	<p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する整容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県が締結した「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結した「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>ス 感染症対策 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>ス ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図る。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(ア)プライバシーの確保状況</u> <u>(イ)入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ)洗濯等の頻度</u> <u>(エ)医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

		<p><u>(オ)暑さ・寒さ対策の必要性</u>  <u>(カ)食料の確保、配食等の状況</u>  <u>(キ)し尿及びごみの処理状況</u>  <u>(ク)避難者の健康状態</u>  <u>(ケ)指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</p> <p>市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県が締結した「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結した「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する等避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p><u>タ</u> 感染症対策</p>	
185	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については、</u>市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT) (追記)</u> の編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している<u>ため、</u>市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DWAT) や災害支援ナース</u> の編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正
187	<p><b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u></p>	<p><b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、</u>夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

197	<p style="text-align: center;"><b>第12章 遺体の取扱い</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>市</td> <td> <u>1(1) 実施責任者</u>  <u>1(2) 遺体の搜索</u>  <u>1(3) 検視（調査）</u>  <u>1(4) 応援要請</u> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 遺体の処理</td> <td>市</td> <td>           1(1) 遺体の収容及び一時保存            1(2) 遺体の検視（調査）及び検案            1(3) 遺体の洗浄等            1(4) 遺体の身元確認及び引渡し            1(5) 応援要請         </td> </tr> <tr> <td>津島警察署</td> <td>           2(1) 検視（調査）の実施            2(2) 県歯科医師会への応援要請         </td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>市</td> <td>           1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付            1(2) 遺体の搬送            1(3) 埋火葬            1(4) 棺、骨つぼ等の支給            1(5) 埋火葬相談窓口の設置            1(6) 応援要請         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	<u>1(1) 実施責任者</u> <u>1(2) 遺体の搜索</u> <u>1(3) 検視（調査）</u> <u>1(4) 応援要請</u>	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引渡し 1(5) 応援要請	津島警察署	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請	第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要請	<p style="text-align: center;"><b>第12章 遺体の取扱い</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>市</td> <td> <u>1(1) 遺体の搜索</u>  <u>1(2) 検視（調査）</u>  <u>1(3) 応援要請</u> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 遺体の処理</td> <td>市</td> <td>           1(1) 遺体の収容及び一時保存            1(2) 遺体の検視（調査）及び検案            1(3) 遺体の洗浄等            1(4) 遺体の身元確認及び引渡し            1(5) 応援要請         </td> </tr> <tr> <td>津島警察署</td> <td>           2(1) 検視（調査）の実施            2(2) 県歯科医師会への応援要請         </td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>市</td> <td>           1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付            1(2) 遺体の搬送            1(3) 埋火葬            1(4) 棺、骨つぼ等の支給            1(5) 埋火葬相談窓口の設置            1(6) 応援要請         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	<u>1(1) 遺体の搜索</u> <u>1(2) 検視（調査）</u> <u>1(3) 応援要請</u>	第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引渡し 1(5) 応援要請	津島警察署	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請	第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要請	愛知県防災計画に合わせた修正
区分	機関名	主な措置																													
第1節 遺体の搜索	市	<u>1(1) 実施責任者</u> <u>1(2) 遺体の搜索</u> <u>1(3) 検視（調査）</u> <u>1(4) 応援要請</u>																													
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引渡し 1(5) 応援要請																													
	津島警察署	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請																													
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要請																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 遺体の搜索	市	<u>1(1) 遺体の搜索</u> <u>1(2) 検視（調査）</u> <u>1(3) 応援要請</u>																													
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引渡し 1(5) 応援要請																													
	津島警察署	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請																													
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要請																													
198	<p><b>第1節 遺体の検索</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>1) 実施責任者</u>  <u>市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を</u>  <u>実施責任者とし、遺体の搜索、処理、埋火葬についての事務は、市民生活部市民班が実施する。</u></p> <p>(2) 遺体の搜索  津島警察署及び県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。</p> <p>(3) 検視（調査）  遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。  現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。  ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p>(4) 応援要請</p>	<p><b>第1節 遺体の検索</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>1) 遺体の搜索</u>  津島警察署及び県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。</p> <p><u>2) 検視（調査）</u>  遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。  現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。  ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p><u>3) 応援要請</u>  自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。</p>	愛知県防災計画に合わせた修正																												

	<p>自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。</p>		
200	<p><b>第3節 遺体の埋火葬</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(6) 応援要請</p> <p>自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。</p>	<p><b>第3節 遺体の埋火葬</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(6) 応援要請</p> <p>自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。<u>さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。</u></p>	愛知県防災計画に合わせた修正
208	<p><b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b></p> <p><b>第6節 通信施設の応急措置</b></p> <p><b>1 市、県及び防災関係機関における措置</b></p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	<p><b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b></p> <p><b>第6節 通信施設の応急措置</b></p> <p><b>1 市、県及び防災関係機関における措置</b></p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
209	<p><b>2 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追加)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見直し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供する。</p>	<p><b>2 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見直し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

210	<p><b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <p><b>1 市、県及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u></b></p> <p>(1) 現地作業調整会議の開催 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、市、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u></p>	<p><b>第8節 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <p><b>1 市、県及びライフライン事業者等における措置 <u>及び海路・空路の活用</u></b></p> <p>(1) 現地作業調整会議の開催 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、市、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
226	<p><b>第20章 住宅対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p><b>第20章 住宅対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

第4編 災害復旧・復興

頁	現行	改正案	備考
239	<p style="text-align: center;"><b>第2章 公共施設等災害復旧支援</b></p> <p><b>第1節 公共施設災害復旧事業</b></p> <p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 公共施設等災害復旧支援</b></p> <p><b>第1節 公共施設災害復旧事業</b></p> <p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
240	<p><b>3 災害復旧事業に伴う財政救助及び助成</b></p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。</p> <p>イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p><b>3 災害復旧事業に伴う財政救助及び助成</b></p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。</p> <p>イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>
242	<p><b>第3節 暴力団等への対策</b></p> <p><b>2 県警察における措置</b></p> <p>(1) 暴力団等の動向把握</p> <p><u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入する等の資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>暴力団等による<u>(追記) 不法行為の(追記)取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、</u>暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進する<u>等、暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p><b>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</b></p> <p><u>暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。</u></p>	<p><b>第3節 暴力団等への対策</b></p> <p><b>2 県警察における措置</b></p> <p>(1) 暴力団等の動向把握</p> <p><u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、</u>暴力団等の動向把握を徹底する。</p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>暴力団等による<u>被災地における</u>不法行為の<u>徹底した</u>取締りと、徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等が連携を強化し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

243	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</b></p> <p>■ <b>基本計画</b></p> <p>○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策	市	1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策</b></p> <p>■ <b>基本計画</b></p> <p>○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>等</u> の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理 対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理 対策	市	1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請	表記の整理																																																		
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																															
第1節 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策	市	1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請																																																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																															
第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理 対策	市	1(1) 実施責任者 1(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(3) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(4) し尿の収集、処分 1(5) ごみの収集、処分等 1(6) 市民の義務 1(7) 周辺市町村及び県への応援要請																																																															
246	<p style="text-align: center;"><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付 等</td> <td>市</td> <td>1 罹災証明書の交付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施</td> <td>県</td> <td>1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）</td> <td>1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県 支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県社会福祉協議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金</td> <td>2(1) 住宅復興資金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付 等	市	1 罹災証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等	市、県	1(1) 被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）	1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付		1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県 支部	2 義援金等の受付、配分		県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付		<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	独立行政法人住宅金	2(1) 住宅復興資金	<p style="text-align: center;"><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付 等</td> <td>市</td> <td>1 罹災証明書の交付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施</td> <td>県</td> <td>1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 被災者生活再建支援金</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）</td> <td>1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県 支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県社会福祉協議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>中部管区行政評価局</u></td> <td><u>4 特別行政相談活動の実施</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金</td> <td>2(1) 住宅復興資金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付 等	市	1 罹災証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等	市、県	1(1) 被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）	1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付		1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給	日本赤十字社愛知県 支部	2 義援金等の受付、配分		県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付		<u>中部管区行政評価局</u>	<u>4 特別行政相談活動の実施</u>	第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置	独立行政法人住宅金	2(1) 住宅復興資金	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																															
第1節 罹災証明書の交付 等	市	1 罹災証明書の交付																																																															
第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援																																																															
	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施																																																															
第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等	市、県	1(1) 被災者生活再建支援金																																																															
	被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）	1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付																																																															
		1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																																																															
	日本赤十字社愛知県 支部	2 義援金等の受付、配分																																																															
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付																																																															
	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																																																															
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																																																															
	独立行政法人住宅金	2(1) 住宅復興資金																																																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																															
第1節 罹災証明書の交付 等	市	1 罹災証明書の交付																																																															
第2節 被災者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	県	1(1)市町村への被災者に関する情報の提供 1(2)市町村の支援																																																															
	市町村	2(1)被災者台帳の作成 2(2)災害ケースマネジメントの実施																																																															
第3節 被災者への支援金 等の支給、税の減 免等	市、県	1(1) 被災者生活再建支援金																																																															
	被災者生活再建支援 法人（公益財団法人 都道府県センター）	1(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害 援護資金の貸付																																																															
		1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給																																																															
	日本赤十字社愛知県 支部	2 義援金等の受付、配分																																																															
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付																																																															
	<u>中部管区行政評価局</u>	<u>4 特別行政相談活動の実施</u>																																																															
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置																																																															
	独立行政法人住宅金	2(1) 住宅復興資金																																																															

	融支援機構	2(2) 住宅相談窓口の設置 2(3) 既存貸付者に対する救済措置		融支援機構	2(2) 住宅相談窓口の設置 2(3) 既存貸付者に対する救済措置	
247	<b>第1節 罹災証明書の交付</b> <b>1 市における措置</b> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発生後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u>			<b>第1節 罹災証明書の交付</b> <b>1 市における措置</b> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。		表記の整理
248	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b> <b>3 県社会福祉協議会における措置</b> 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。 ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。 実施主体は、県社会福祉協議会であり、その費用負担は、国2/3、県1/3となっている。 なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。 <u>(追記)</u>			<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b> <b>3 県社会福祉協議会における措置</b> 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。 ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。 実施主体は、県社会福祉協議会であり、その費用負担は、国2/3、県1/3となっている。 なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。 <b>4 中部管区行政評価局における措置</b> <u>中部管区行政評価局は、被害者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>		防災基本計画修正を踏まえた修正

250	<p style="text-align: center;"><b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b></p> <p><b>第1節 商工業の再建支援</b></p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b></p> <p><b>第1節 商工業の再建支援</b></p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口における相談対応</p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>	表記の整理
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

地震・津波災害対策計画

第1編 総則

頁	現行	改正案	備考																																								
7	<p><b>第2章 あま市の特質と災害要因</b></p> <p><b>第2節 愛知県における既往の地震とその被害</b></p> <p><b>1 海溝型地震</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>M</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明者</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1707年</td> <td>8.6</td> <td>宝永地震</td> <td>—</td> <td>愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。</td> </tr> <tr> <td>1854年</td> <td>8.4</td> <td>安政(追記)地震</td> <td>—</td> <td>愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。</td> </tr> <tr> <td>1944年</td> <td>7.9</td> <td>東南海地震</td> <td>死者・行方不明者1,223人</td> <td>愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴	1707年	8.6	宝永地震	—	愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。	1854年	8.4	安政(追記)地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。	1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。	<p><b>第2章 あま市の特質と災害要因</b></p> <p><b>第2節 愛知県における既往の地震とその被害</b></p> <p><b>1 海溝型地震</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>M</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明者</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1707年</td> <td>8.6</td> <td>宝永地震</td> <td>—</td> <td>愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。</td> </tr> <tr> <td>1854年</td> <td>8.4</td> <td>安政東海地震</td> <td>—</td> <td>愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。</td> </tr> <tr> <td>1944年</td> <td>7.9</td> <td>東南海地震</td> <td>死者・行方不明者1,223人</td> <td>愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴	1707年	8.6	宝永地震	—	愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。	1854年	8.4	安政東海地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。	1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。	表記の整理
発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴																																							
1707年	8.6	宝永地震	—	愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。																																							
1854年	8.4	安政(追記)地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。																																							
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。																																							
発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴																																							
1707年	8.6	宝永地震	—	愛知県では、渥美郡、吉田（現、豊橋市）で大被害のほか、全県で被害。尾張の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。																																							
1854年	8.4	安政東海地震	—	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。																																							
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者1,223人	愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋市臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。																																							
18	<p><b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>第1節 防災の基本理念</b></p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	<p><b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>第1節 防災の基本理念</b></p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	時点修正																																								
27	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第1節 実施責任者</b></p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災</p>	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第1節 実施責任者</b></p> <p>中部地方整備局</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																								

地の早期復旧 (追記) その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

地の早期復旧 給水支援 その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

第2編 災害予防

頁	現行	改正案	備考																																																
35	<p><b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td><u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>市、県、商工団体</td> <td>1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業</td> <td>2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保		市	1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	市、県、商工団体	1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備		企業	2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献		<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	<p><b>第1章 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>消防団</u>、自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>市、県、商工団体</td> <td>1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業</td> <td>2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>名古屋地方気象台</u></td> <td><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み	第2節 <u>消防団</u> 、自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保		市	1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施	第3節 企業防災の促進	市、県、商工団体	1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備		企業	2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献		<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																	
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保																																																	
	市	1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導																																																	
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																	
第3節 企業防災の促進	市、県、商工団体	1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備																																																	
	企業	2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献																																																	
	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																																																	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み																																																	
第2節 <u>消防団</u> 、自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保																																																	
	市	1(2) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導																																																	
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																	
第3節 企業防災の促進	市、県、商工団体	1(1) B C P等の策定促進 1(2) 相談体制等の整備																																																	
	企業	2(1) B C Pの策定・運用 2(2) 生命の安全確保 2(3) 二次災害の防止 2(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 2(5) 地域との共生と貢献																																																	
	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>																																																	
36	<p><b>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>本市においては、42の自主防災組織が設置されており、その組織率は100%となっている。毎年、自主的な訓練を実施し、初期消火の徹底と防火防災思想の高揚に貢献している。</p> <p><u>1) 自主防災組織の推進</u></p> <p>ア 自主防災組織の設置・育成</p> <p>市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 自主防災組織等の環境整備</p> <p>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダー</p>	<p><b>第2節 <u>消防団</u>、自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>本市においては、42の自主防災組織が設置されており、その組織率は100%となっている。毎年、自主的な訓練を実施し、初期消火の徹底と防火防災思想の高揚に貢献している。</p> <p><u>1) 消防団の充実強化</u></p> <p><u>市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2) 自主防災組織の推進</u></p> <p>ア 自主防災組織の設置・育成</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																																																

<p>37</p>	<p>の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><b>2</b> 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><b>3</b> 防災ボランティアセンター</p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>4</b> 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>5</b> 防災資機材等の交付</p> <p>予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。</p>	<p>市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 自主防災組織等の環境整備</p> <p>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><b>3</b> 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><b>4</b> 防災ボランティアセンター</p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>5</b> 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>6</b> 防災資機材等の交付</p> <p>予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

41	<p><b>第3節 企業防災の促進</b></p> <p><b>2 企業における措置</b></p> <p>(5) 地域との共生と貢献</p> <p>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしたい意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</p> <p>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第3節 企業防災の促進</b></p> <p><b>2 企業における措置</b></p> <p>(5) 地域との共生と貢献</p> <p>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしたい意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</p> <p>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</p> <p><b>3 名古屋地方気象台における措置</b></p> <p><u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
43	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。</p> <p>これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、県と連携をとって耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発する。</p>	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第1節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</b></p> <p>一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。</p> <p>これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、県と連携をとって耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発する。</p>	表記の整理
44	<p>(1) <b>民間木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進</b></p> <p>市は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組構法）に対して無料で耐震診断を行う「木造住宅耐震診断」事業を実施している。</p> <p>また、県は、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施し、平成19年度からは、非木造住宅へ耐震診断費の補助を行う市に対する耐震診断費補助事業を実施している。また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。耐震改修等についても、旧基準木造住宅の耐震改修等の促進を図るため、県は市の実施する<b>耐震改修費補・除却費助事業</b>に助成している。</p> <p>耐震性に不安のある住宅の所有者が耐震診断の受診推進が図れるよう、広報紙等を通じて当該事業の周知を行うとともに、耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。</p> <p>なお、耐震改修等については、市が実施している「木造住宅耐震診断」事業の耐震診断結果に基</p>	<p>(1) <b>住宅の耐震化の促進</b></p> <p>市は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組構法）に対して無料で耐震診断を行う「木造住宅耐震診断」事業を実施している。</p> <p>また、県は、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施し、平成19年度からは、非木造住宅へ耐震診断費の補助を行う市に対する耐震診断費補助事業を実施している。また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。耐震改修等についても、旧基準木造住宅の耐震改修等の促進を図るため、県は市の実施する<b>耐震補強設計や耐震改修、除去の補助事業</b>に助成している。</p> <p>耐震性に不安のある住宅の所有者が耐震診断の受診推進が図れるよう、広報紙等を通じて当該事業の周知を行うとともに、耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。</p> <p>なお、耐震改修等については、市が実施している「木造住宅耐震診断」事業の耐震診断結果に基</p>	補助制度の拡充に伴う修正

	<p>づき、その対策を講じた住宅に対して、耐震改修費・除却費の補助を行っている。また、耐震改修費・除却費補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修等の促進を図る。</p> <p>(2) 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化及び撤去費補助事業の実施 所有者の自主的な点検・補強活動に対する指導及び撤去費に係る補助事業を実施する。</p> <p>(3) コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及 コンクリートブロック塀・石造塀の正しい設計、施工方法の周知を図るため、県が作成したパンフレット等を活用し、広く普及・啓発に努める。</p> <p>(4) <b>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</b> 鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和 56 年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、広報紙等で一般建築物所有者に対し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。</p>	<p>づき、その対策を講じた住宅に対して、耐震改修費・除却費の補助を行っている。また、耐震改修費・除却費補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修等の促進を図る。</p> <p>(2) 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化及び撤去費補助事業の実施 所有者の自主的な点検・補強活動に対する指導及び撤去費に係る補助事業を実施する。</p> <p>(3) コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及 コンクリートブロック塀・石造塀の正しい設計、施工方法の周知を図るため、県が作成したパンフレット等を活用し、広く普及・啓発に努める。</p> <p>(4) <b>建築物の耐震化の促進</b> 鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和 56 年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、広報紙等で一般建築物所有者に対し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。</p>	
52	<p><b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p><b>6 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p> <p><b>(追記)</b></p> <p>ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p>	<p><b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p><b>6 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p> <p><b>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</b></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
64	<p><b>第 4 章 液状化対策</b></p> <p><b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</p>	<p><b>第 4 章 液状化対策</b></p> <p><b>第 3 節 宅地造成等の規制誘導</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</p> <p><b>(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</b> <b>県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれがある大きい市街地若しくは市街地となる土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。</b></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

		<p>県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</p>																									
78	<p align="center"><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備等</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、県、社会福祉施設等管理者</td> <td>1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市、県</td> <td>1 帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)	第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策	<p align="center"><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備等</td> <td>市</td> <td>1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、県、社会福祉施設等管理者</td> <td>1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市、県</td> <td>1 帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 (追記) 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)																									
第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備等	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者等の情報把握 1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援																									
第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(10) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	市、県	1 帰宅困難者対策																									
79	<p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(2)指定避難所の指定」の定めるところによる。(P67)</p> <p align="center"><b>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p align="center"><b>&lt;新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積&gt;</b></p>	1㎡/人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第2編 第8章 第1節「避難所の指定・整備等 1(2)指定避難所の指定」の定めるところによる。(P67)</p> <p>ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<b>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</b>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</p> <p>ウ <b>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</b>「避難生活における「指定に当たっては、原則とし</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>																		
1㎡/人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

#### オ（追記）

#### (3) （追記） 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるものとする。

#### (4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

て、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

オ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

#### (3) 指定福祉避難所の指定

ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるものとする。

#### (4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線LAN等

<p>81</p>	<p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<b>(追加)</b> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、公衆無線 LAN 等</p> <p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え</p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材にたいして協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<b>する。</b></p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策について、<b>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</b>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン、避難所を運営するためのシステム、業務用ネットワーク等</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え</p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材にたいして協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>ウ 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<b>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</b></p> <p>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>カ <b>(削除)</b> 感染症対策について、<b>(削除)</b> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <b>(削除)</b> 感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(7) <b>避難者等の情報把握</b></p> <p><b>市は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</b></p> <p>(8) <b>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</b></p> <p><b>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難所等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</b></p> <p><b>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方</b></p>
<p>85</p>	<p><b>(追加)</b></p>	

		<p><u>策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な備蓄に努めるものとする。</u></p>	
86	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</p> <p>市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p><u>(4) (追記)</u></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(1) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p><b>第3節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</p> <p>市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p> <p><u>(4) 歩行帰宅者支援の環境整備</u></p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>定義の明確化</p>
90	<p><b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p> <p><b>第2節 消防力の整備強化</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p><b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p> <p><b>第2節 消防力の整備強化</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 消防力の整備強化</p> <p>市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

**第11章 防災訓練及び防災意識の向上**

■ **基本方針**

99 ○ 防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。(追記)また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

**第11章 防災訓練及び防災意識の向上**

■ **基本方針**

○ 防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

防災基本計画修正を踏まえた修正

100

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市、県	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等
	県公安委員会	2 防災訓練に伴う交通規制
	防災関係機関	3 通信連絡訓練
	各学校等管理者	4(1) 計画の策定及び周知徹底 4(2) 訓練の実施 4(3) 訓練の反省
	名古屋地方気象台	5 防災訓練の支援
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、県警察、名古屋地方気象台	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進 1(5) 地震保険の加入促進 1(6) 過去の災害訓練の伝承
第3節 防災のための教育	各学校等管理者	<u>1(1) 学校における防災教育</u> <u>1(2) 学校における計画作成及び訓練実施</u> <u>1(3) 児童生徒等に対する防災教育</u> <u>1(4) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上</u> <u>1(5) 防災思想の普及</u> <u>1(6) 登下校（登降園）の安全確保</u>
	市	2 市職員に対する地震防災教育

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市、県	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等
	県公安委員会	2 防災訓練に伴う交通規制
	防災関係機関	3 通信連絡訓練
	各学校等管理者	4(1) 計画の策定及び周知徹底 4(2) 訓練の実施 4(3) 訓練の反省
	名古屋地方気象台	5 防災訓練の支援
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、県警察、名古屋地方気象台	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進 1(5) 地震保険の加入促進 1(6) 過去の災害訓練の伝承
第3節 防災のための教育	各学校等管理者	<u>1(1) 児童生徒等に対する防災教育</u> <u>1(2) 関係職員の専門的知識の涵養及び技能の向上</u> <u>1(3) 防災思想の普及</u> <u>1(4) 登下校（登降園）の安全確保</u>
	市	2 市職員に対する地震防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施
第4節	市、県	1(1) 防災意識調査の実施

愛知県防災計画に伴う修正

		防災関係機関	3 防災教育の実施		防災意識調査及び地震相談の実施		1(2) 耐震相談及び現地診断の実施 1(3) 地震に関する相談の実施		
	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	市、県	1(1) 防災意識調査の実施 1(2) 耐震相談及び現地診断の実施 1(3) 地震に関する相談の実施						
104	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b> <b>1 市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (6) 過去の災害訓練の伝承 市、県及び県警察は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。			<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b> <b>1 市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (6) 過去の災害訓練の伝承 市、県及び県警察は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑が</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。			防災基本計画修正を踏まえた修正		

### 第3編 災害応急対策

頁	現行	改正案	備考
118	<p><b>第2章 避難行動</b></p> <p><b>第1節 津波警報等の伝達</b></p> <p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(1) 津波警報等 地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第2章 避難行動</b></p> <p><b>第1節 津波警報等の伝達</b></p> <p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(1) 津波警報等 地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</p> <p><u>なお、津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、避難の継続や応急活動を支援するために、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
130	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p><b>1 防災活動拠点の確保等</b> 南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、</p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p><b>1 防災活動拠点の確保等</b> 南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、</p>	

	<p>表1のとおりとなっている。</p> <p>物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>表1のとおりとなっている。</p> <p>物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
145	<p style="text-align: center;"><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第2節 道路施設対策</b></p> <p><b>2 中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の定めるタイムラインに留意する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p><b>第2節 道路施設対策</b></p> <p><b>2 中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の定めるタイムラインに留意する。</p> <p><u>(2) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p><u>ア 道路管理者用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握とともに、経路情報等の収集を行う ITS スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u></p> <p><u>イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(3) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</u></p> <p><u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被害状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
152	<p style="text-align: center;"><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保</p> <p>避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。<u>(追記)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(5) 避難者のプライバシー確保</p> <p>避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド</u></p>	<p>防災基本計画修</p>

		<p>を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</p>	正を踏まえた修正																														
167	<p><b>第14章 ライフライン施設等の応援対策</b></p> <p><b>第7節 ライフライン施設の応急措置</b></p> <p>1 市、県及びライフライン事業者における措置 <b>(追記)</b></p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <b>(追記)</b></p>	<p><b>第14章 ライフライン施設等の応援対策</b></p> <p><b>第7節 ライフライン施設の応急措置</b></p> <p>1 市、県及びライフライン事業者における措置 <b>及び海路・空路の活用</b></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																														
171	<p><b>第16章 学校における対策</b></p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）</td> <td></td> <td>○応援の要請</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）</td> <td></td> <td>○応援の要請</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）		○応援の要請	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）		○応援の要請	<p><b>第16章 学校における対策</b></p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）</td> <td></td> <td>○応援の要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td> <td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）</td> <td></td> <td>○応援の要求・指示</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）		○応援の要求	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）		○応援の要求・指示	愛知県防災計画修正による。
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）		○応援の要請																													
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）		○応援の要請																													
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校）		○応援の要求																													
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（県立学校）		○応援の要求・指示																													
170	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、県	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、県	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等	愛知県防災計画修正による。																		
区分	機関名	主な措置																															
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、県	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、県	1(1) 津波警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等																															

第2節 教育施設及び教職員の確保	市	1 県又は他市町村教育委員会に対する応援要請
	市、県	2(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 2(2) 教職員の確保
第3節 応急な教育活動についての広報	市、県	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市	1(1) 児童生徒等に対する教科書・学用品等の給与 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

避難等の措置		
第2節 教育施設及び教職員の確保	市	1 県又は他市町村教育委員会に対する応援要求
	市、県	2(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 2(2) 教職員の確保
第3節 応急な教育活動についての広報	市、県	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

**第2節 教育施設及び教職員の確保**

**1 市における措置**

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

**2 市及び県（教育委員会）における措置**

市教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

市教育委員会は、教育施設の被災、又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため次の措置を講ずる。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用が困難な場合

同一地域内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イ及びウに準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議し、授業の早期再開を

**第2節 教育施設及び教職員の確保**

**1 市における措置**

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

**2 市及び県（教育委員会）における措置**

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用が困難な場合

同一地域内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエまでの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添って行くものとするが、教職員の人的被

愛知県防災計画修正による。

	<p>図る。</p> <p>なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、仮校舎を応急に設置し授業等を実施する。</p> <p>(2) 教職員の確保</p> <p>市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を有するため児童生徒等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障がある時は、他の教育機関の了承を得て他校教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を図る。</p>	<p>害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。</p>	
180	<p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第2節 被災者への経済的支援等</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第4章 第2節「被災者への経済的支援等」の定めるところによる。(P241)</p>	<p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第2節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第4章 第3節「被災者への支援金等の支給、税の減免等」の定めるところによる。(P247)</p>	<p>愛知県防災計画修正による。</p>

**第4編 災害復旧・復興**

頁	現行	改正案	備考												
177	<p><b>第3章 災害廃棄物(追記)処理対策</b></p> <p>■ 基本方針</p> <p>基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第3章「災害廃棄物(追記)処理対策 基本方針」の定めるところによる。(P237)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物(追記) 処理対策</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P237)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害廃棄物(追記) 処理対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P237)	<p><b>第3章 災害廃棄物等処理対策</b></p> <p>■ 基本方針</p> <p>基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第3章「災害廃棄物等処理対策 基本方針」の定めるところによる。(P237)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物等処理 対策</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P243)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害廃棄物等処理 対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P243)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 災害廃棄物(追記) 処理対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P237)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 災害廃棄物等処理 対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P243)													
177	<p><b>第1節 災害廃棄物処理対策</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第3章 第1節「災害廃棄物処理対策」の定めるところによる。(P237)</p>	<p><b>第1節 災害廃棄物処理対策</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第3章 第1節「災害廃棄物等処理対策」の定めるところによる。(P243)</p>	<p>表記の整理</p>												
180	<p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>■ 基本方針</p> <p>基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第4章「被災者等の生活再建等の支援 基本方針」の定めるところによる。(P240)</p>	<p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>■ 基本方針</p> <p>基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第4章「被災者等の生活再建等の支援 基本方針」の定めるところによる。(P244)</p>													

180	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P240)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3節 被災者への経済的 支援等</td> <td>市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛 知県支部</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協議 会</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)</td> </tr> <tr> <td>(追記)</td> <td>(追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住 宅金融支援機構</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P240)	第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施	第3節 被災者への経済的 支援等	市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)	日本赤十字社愛 知県支部	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)	県社会福祉協議 会	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)	(追記)	(追記)	第4節 住宅等対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)	独立行政法人住 宅金融支援機構	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P246)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3節 被災者への経済的 支援等</td> <td>市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P247)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛 知県支部</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協議 会</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)</td> </tr> <tr> <td>中部管区行政評 価局</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住 宅金融支援機構</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P246)	第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施	第3節 被災者への経済的 支援等	市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P247)	日本赤十字社愛 知県支部	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)	県社会福祉協議 会	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)	中部管区行政評 価局	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)	第4節 住宅等対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)	独立行政法人住 宅金融支援機構	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)	防災基本計画修 正を踏まえた修 正
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 罹災証明書の交付	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P240)																																															
第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施																																															
第3節 被災者への経済的 支援等	市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)																																															
	日本赤十字社愛 知県支部	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)																																															
	県社会福祉協議 会	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P241)																																															
	(追記)	(追記)																																															
第4節 住宅等対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)																																															
	独立行政法人住 宅金融支援機構	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P242)																																															
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 罹災証明書の交付	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P246)																																															
第2節 被害者台帳の作成 及び災害ケースマ ネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害メースマネジメントの実施																																															
第3節 被災者への経済的 支援等	市、県 被災者生活再建 支援法人(公益 財団法人道府 県センター)	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P247)																																															
	日本赤十字社愛 知県支部	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)																																															
	県社会福祉協議 会	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)																																															
	中部管区行政評 価局	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)																																															
第4節 住宅等対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)																																															
	独立行政法人住 宅金融支援機構	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P248)																																															
182	<p style="text-align: center;"><b>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 商工業の再建支援</td> <td>市、県</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)</td> </tr> <tr> <td>第2節 農林水産業の再建 支援</td> <td>市、県</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1節 商工業の再建支援</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第5章 第1節「商工業の再建支援」の定めるところによる。(P244)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 商工業の再建支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)	第2節 農林水産業の再建 支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)	<p style="text-align: center;"><b>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 商工業の再建支援</td> <td>市、県</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)</td> </tr> <tr> <td>第2節 農林水産業の再建 支援</td> <td>市、県</td> <td>風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1節 商工業の再建支援</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第5章 第1節「商工業の再建支援」の定めるところによる。(P250)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 商工業の再建支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)	第2節 農林水産業の再建 支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)																													
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 商工業の再建支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)																																															
第2節 農林水産業の再建 支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P244)																																															
区分	機関名	主な措置																																															
第1節 商工業の再建支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)																																															
第2節 農林水産業の再建 支援	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P250)																																															

	<p><b>第2節 農林水産業の再建支援</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第5章 第2節「農林水産業の再建支援」の定めるところによる。(P244)</p>	<p><b>第2節 農林水産業の再建支援</b></p> <p>詳細については、風水害等災害対策計画 第4編 第5章 第2節「農林水産業の再建支援」の定めるところによる。(P250)</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

頁	現行	改正案	備考
184	<p><b>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b></p> <p><b>3 市民への周知・呼びかけ</b></p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編 第11章 第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編 第3章 第3節「広報」）</p> <p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対</p>	<p><b>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b></p> <p><b>3 市民への周知・呼びかけ</b></p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編 第11章 第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編 第3章 第3節「広報」）</p> <p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対</p>	表記の修正
184			表記の整理

象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

市における「事前避難対象地域」は、ガイドライン及び手引きを踏まえ、津波又は地震動に伴う地盤沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を含む区を基本として設定している。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編 第11章 第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編 第3章 第3節「広報」）

象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常時持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

市における「事前避難対象地域」は、ガイドライン及び手引きを踏まえ、津波又は地震動に伴う地盤沈下等の影響により、30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を含む区を基本として設定している。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常時持出品の常時携帯などの特別な備えする等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編 第11章 第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編 第3章 第3節「広報」）

第6編 別紙 東海地震に関する事前対策

頁	現行	改正案	備考
215	<p style="text-align: center;"><b>第4章 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第4節 道路交通対策</b></p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会 <u>(追記)</u> は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認 <u>(追記)</u> を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の届出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、風水害等災害対策計画 第3編 第7章 第1節「道路交通規制等」で定める「緊急輸送車両確認申請書」を、県又は県公安委員会 <u>(追記)</u> の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第4節 道路交通対策</b></p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認 <u>申出</u> を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両の届出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、風水害等災害対策計画 第3編 第7章 第1節「道路交通規制等」で定める「緊急輸送車両確認申請書」を、県又は県公安委員会 <u>(県警察)</u> の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>
223	<p><b>第13節 緊急輸送</b></p> <p><b>5 緊急輸送車両の事前届出及び確認</b></p> <p>市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会 <u>(県警察本部)</u> へ緊急輸送車両の確認 <u>届出</u> を行うこととする。</p> <p>なお、緊急輸送車両の事前届出方法は、風水害等災害対策計画 第3編 第7章「交通の確保・緊急輸送対策」の定めるところによる (P156)。また、大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、風水害等災害対策計画 第3編 第7章 第1節「道路交通規制等 2(5)緊急通行車両の確認等」の定めるところによる (P160)。</p>	<p><b>第13節 緊急輸送</b></p> <p><b>5 緊急輸送車両の <u>(削除)</u> 確認</b></p> <p>市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会 <u>(県警察)</u> へ緊急輸送車両の確認 <u>申出</u> を行うこととする。</p> <p>なお、緊急輸送車両の事前届出方法は、風水害等災害対策計画 第3編 第7章「交通の確保・緊急輸送対策」の定めるところによる (P156)。また、大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、風水害等災害対策計画 第3編 第7章 第1節「道路交通規制等 2(5)緊急通行車両の確認等」の定めるところによる (P160)。</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>

# 原子力災害対策計画

## 第1編 総則

頁	現行	改正案	備考																																																																																																																								
3	<p><b>第1章 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第4節 災害の想定</b> (1)及び(2) 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">浜岡原子力 発電所</td> <td rowspan="5">中部電力 株式会社</td> <td rowspan="5">静岡県御前崎 市佐倉</td> <td>1号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力 株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡 美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (82.6万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認可・ 廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認可・ 廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (118.0万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高浜発電所</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">福井県大飯郡 高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>運転中 (82.6万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>運転中</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	3号機	定期検査中	沸騰水型	4号機	定期検査中	沸騰水型	5号機	定期検査中	沸騰水型	美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型	2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	4号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型	高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型	2号機	運転中	加圧水型	<p><b>第1章 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第4節 災害の想定</b> (1)及び(2) 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">浜岡原子力 発電所</td> <td rowspan="5">中部電力 株式会社</td> <td rowspan="5">静岡県御前崎 市佐倉</td> <td>1号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力 株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡 美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期点検中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認可・ 廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認可・ 廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (118.0万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (118.0万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高浜発電所</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">福井県大飯郡 高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>運転中 (82.6万Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>運転中</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	3号機	定期検査中	沸騰水型	4号機	定期検査中	沸騰水型	5号機	定期検査中	沸騰水型	美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期点検中	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型	2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型	4号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型	高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型	2号機	運転中	加圧水型	時点修正
原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																																																						
浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																																																						
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																																																						
			3号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
			4号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
			5号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			3号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																																																						
			4号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	運転中	加圧水型																																																																																																																						
原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																																																						
浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																																																						
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																																																						
			3号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
			4号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
			5号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																																																						
美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			3号機	定期点検中	加圧水型																																																																																																																						
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型																																																																																																																						
			3号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
			4号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万Kw)	加圧水型																																																																																																																						
			2号機	運転中	加圧水型																																																																																																																						

				(82.6万KW)	
			3号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
			4号機	定期検査中	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	-	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉
新型転換炉ふげん		福井県敦賀市明神町	-	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉

				(82.6万KW)	
			3号機	定期点検中	加圧水型
			4号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	-	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉
新型転換炉ふげん		福井県敦賀市明神町	-	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉

19

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	PAZ内の市民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測され

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	PAZ内の市民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測され

原子力災害対策指針の改正に伴う修正

<p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2 mの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置又は原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の市民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>る空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2 mの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急制御室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる。</u></p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の市民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>る空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

### 第3編 災害応急対策

頁	現行	改正案	備考
50	<p style="text-align: center;"><b>第1章 活動能勢（組織の動員配備）</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、災対法同第23条の2又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</li> <li>○ 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。</li> <li>○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</li> <li>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルスの</u>感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 活動能勢（組織の動員配備）</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、災対法同第23条の2又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</li> <li>○ 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。</li> <li>○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</li> <li>○ <u>（削除）</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクと <u>（削除）</u>感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

資料編

頁	現行	改正案	備考																																																																								
12	<p style="text-align: center;"><b>1-1 あま市災害対策本部組織図</b></p> <p><b>1-5 防災関係機関連絡先一覧</b></p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="243 535 1320 1348"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>電 話 番 号</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 海 農 政 局</td> <td>201-7271</td> <td>名古屋市中区三の丸一丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td>名 古 屋 地 方 気 象 台</td> <td>751-5577</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目18番</td> </tr> <tr> <td>中 部 地 方 整 備 局</td> <td>953-8119</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 経 済 産 業 局</td> <td>951-2683</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>愛 知 労 働 局</td> <td>972-0251</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部</td> <td>951-0558</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>東 海 総 合 通 信 局</td> <td>971-9623</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>東 海 財 務 局</td> <td>951-1772</td> <td>名古屋市中区三の丸三丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 運 輸 局</td> <td>952-8002</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 地 方 環 境 事 務 所</td> <td>955-2130</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局</td> <td>952-8221</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	東 海 農 政 局	201-7271	名古屋市中区三の丸一丁目2番2号	名 古 屋 地 方 気 象 台	751-5577	名古屋市中区三の丸二丁目18番	中 部 地 方 整 備 局	953-8119	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号	中 部 経 済 産 業 局	951-2683	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	愛 知 労 働 局	972-0251	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	951-0558	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	東 海 総 合 通 信 局	971-9623	名古屋市中区三の丸二丁目15番1号	東 海 財 務 局	951-1772	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	中 部 運 輸 局	952-8002	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	中 部 地 方 環 境 事 務 所	955-2130	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局	952-8221	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	<p style="text-align: center;"><b>1-1 あま市災害対策本部組織図</b></p> <p><b>1-5 防災関係機関連絡先一覧</b></p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1498 535 2576 1348"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>電 話 番 号</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 海 農 政 局</td> <td>201-7271</td> <td>名古屋市中区三の丸一丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td>名 古 屋 地 方 気 象 台</td> <td><del>751-5124</del></td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目18番</td> </tr> <tr> <td>中 部 地 方 整 備 局</td> <td><del>953-8357</del></td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 経 済 産 業 局</td> <td>951-2683</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>愛 知 労 働 局</td> <td>972-0251</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部</td> <td>951-0558</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>東 海 総 合 通 信 局</td> <td><del>971-9210</del></td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>東 海 財 務 局</td> <td>951-1772</td> <td>名古屋市中区三の丸三丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 運 輸 局</td> <td><del>952-8049</del></td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>中 部 地 方 環 境 事 務 所</td> <td>955-2130</td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td>近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局</td> <td><del>952-8223</del></td> <td>名古屋市中区三の丸二丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	東 海 農 政 局	201-7271	名古屋市中区三の丸一丁目2番2号	名 古 屋 地 方 気 象 台	<del>751-5124</del>	名古屋市中区三の丸二丁目18番	中 部 地 方 整 備 局	<del>953-8357</del>	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号	中 部 経 済 産 業 局	951-2683	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	愛 知 労 働 局	972-0251	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	951-0558	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	東 海 総 合 通 信 局	<del>971-9210</del>	名古屋市中区三の丸二丁目15番1号	東 海 財 務 局	951-1772	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	中 部 運 輸 局	<del>952-8049</del>	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	中 部 地 方 環 境 事 務 所	955-2130	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号	近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局	<del>952-8223</del>	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	誤記
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地																																																																									
東 海 農 政 局	201-7271	名古屋市中区三の丸一丁目2番2号																																																																									
名 古 屋 地 方 気 象 台	751-5577	名古屋市中区三の丸二丁目18番																																																																									
中 部 地 方 整 備 局	953-8119	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号																																																																									
中 部 経 済 産 業 局	951-2683	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
愛 知 労 働 局	972-0251	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号																																																																									
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	951-0558	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
東 海 総 合 通 信 局	971-9623	名古屋市中区三の丸二丁目15番1号																																																																									
東 海 財 務 局	951-1772	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号																																																																									
中 部 運 輸 局	952-8002	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号																																																																									
中 部 地 方 環 境 事 務 所	955-2130	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局	952-8221	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号																																																																									
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地																																																																									
東 海 農 政 局	201-7271	名古屋市中区三の丸一丁目2番2号																																																																									
名 古 屋 地 方 気 象 台	<del>751-5124</del>	名古屋市中区三の丸二丁目18番																																																																									
中 部 地 方 整 備 局	<del>953-8357</del>	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号																																																																									
中 部 経 済 産 業 局	951-2683	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
愛 知 労 働 局	972-0251	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号																																																																									
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	951-0558	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
東 海 総 合 通 信 局	<del>971-9210</del>	名古屋市中区三の丸二丁目15番1号																																																																									
東 海 財 務 局	951-1772	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号																																																																									
中 部 運 輸 局	<del>952-8049</del>	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号																																																																									
中 部 地 方 環 境 事 務 所	955-2130	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号																																																																									
近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局	<del>952-8223</del>	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号																																																																									
13	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="243 1438 1320 1967"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>電 話 番 号</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 郵 便 株 式 会 社</td> <td>446-8220</td> <td>名古屋市中村区名駅一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美 和 郵 便 局</td> <td>444-9455</td> <td>あま市花正七反地 37 番地 1</td> </tr> <tr> <td>富 塚 郵 便 局</td> <td>444-4200</td> <td>あま市富塚先速 25 番地 1</td> </tr> <tr> <td>美 和 篠 田 郵 便 局</td> <td>443-3355</td> <td>あま市篠田森後 98 番地</td> </tr> <tr> <td>七 宝 郵 便 局</td> <td>444-4293</td> <td>あま市七宝町下田堂中 4 番地 2</td> </tr> <tr> <td>伊 福 簡 易 郵 便 局</td> <td>444-2093</td> <td>あま市七宝町伊福四之割 32 番地</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	日 本 郵 便 株 式 会 社	446-8220	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号	美 和 郵 便 局	444-9455	あま市花正七反地 37 番地 1	富 塚 郵 便 局	444-4200	あま市富塚先速 25 番地 1	美 和 篠 田 郵 便 局	443-3355	あま市篠田森後 98 番地	七 宝 郵 便 局	444-4293	あま市七宝町下田堂中 4 番地 2	伊 福 簡 易 郵 便 局	444-2093	あま市七宝町伊福四之割 32 番地	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1498 1438 2576 1967"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>電 話 番 号</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 郵 便 株 式 会 社</td> <td><del>446-8229</del></td> <td>名古屋市中村区名駅一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美 和 郵 便 局</td> <td>444-9455</td> <td>あま市花正七反地 37 番地 1</td> </tr> <tr> <td>富 塚 郵 便 局</td> <td>444-4200</td> <td>あま市富塚先速 25 番地 1</td> </tr> <tr> <td>美 和 篠 田 郵 便 局</td> <td>443-3355</td> <td>あま市篠田森後 98 番地</td> </tr> <tr> <td>七 宝 郵 便 局</td> <td>444-4293</td> <td>あま市七宝町下田堂中 4 番地 2</td> </tr> <tr> <td>伊 福 簡 易 郵 便 局</td> <td>444-2093</td> <td>あま市七宝町伊福四之割 32 番地</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	日 本 郵 便 株 式 会 社	<del>446-8229</del>	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号	美 和 郵 便 局	444-9455	あま市花正七反地 37 番地 1	富 塚 郵 便 局	444-4200	あま市富塚先速 25 番地 1	美 和 篠 田 郵 便 局	443-3355	あま市篠田森後 98 番地	七 宝 郵 便 局	444-4293	あま市七宝町下田堂中 4 番地 2	伊 福 簡 易 郵 便 局	444-2093	あま市七宝町伊福四之割 32 番地	誤記																														
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地																																																																									
日 本 郵 便 株 式 会 社	446-8220	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号																																																																									
美 和 郵 便 局	444-9455	あま市花正七反地 37 番地 1																																																																									
富 塚 郵 便 局	444-4200	あま市富塚先速 25 番地 1																																																																									
美 和 篠 田 郵 便 局	443-3355	あま市篠田森後 98 番地																																																																									
七 宝 郵 便 局	444-4293	あま市七宝町下田堂中 4 番地 2																																																																									
伊 福 簡 易 郵 便 局	444-2093	あま市七宝町伊福四之割 32 番地																																																																									
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地																																																																									
日 本 郵 便 株 式 会 社	<del>446-8229</del>	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号																																																																									
美 和 郵 便 局	444-9455	あま市花正七反地 37 番地 1																																																																									
富 塚 郵 便 局	444-4200	あま市富塚先速 25 番地 1																																																																									
美 和 篠 田 郵 便 局	443-3355	あま市篠田森後 98 番地																																																																									
七 宝 郵 便 局	444-4293	あま市七宝町下田堂中 4 番地 2																																																																									
伊 福 簡 易 郵 便 局	444-2093	あま市七宝町伊福四之割 32 番地																																																																									

甚目寺郵便局	444-4291	あま市新居屋江ノ橋 83 番地 3
甚目寺西今宿郵便局	441-8851	あま市西今宿狐海道一 18 番地
甚目寺本郷郵便局	443-2996	あま市本郷柿ノ木 77 番地
西日本電信電話(株)	291-2225	名古屋市中区大須四丁目 9 番 60 号
株式会社 N T T ドコモ	968-7938	名古屋市東区東桜一丁目 1 番 10 号
K D D I 株式会社	447-8071	名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8
ソフトバンク株式会社	087-825-1801	香川県高松市寿町 2-27
日本赤十字社愛知県支部	971-1591	名古屋市東区白壁一丁目 50 番
中部電力パワーグリッド(株) 中村営業所	471-9121	名古屋市中村区太閤通七丁目 32 番
〃 津島営業所	0567-28-1141	津島市今市場町四丁目 27 番地 1
東邦瓦斯(株)中村営業所	471-1151	名古屋市中村区太閤通五丁目 39 番
〃 美和サービスセンター	442-5732	あま市木田申尾 10 番地 1
日本放送協会名古屋放送局	952-7000	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号
日本通運株式会社名古屋支店	551-9851	名古屋市中村区名駅南四丁目 12 番 17 号
中日本高速道路株式会社	222-1181	名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号

甚目寺郵便局	444-4291	あま市新居屋江ノ橋 83 番地 3
甚目寺西今宿郵便局	441-8851	あま市西今宿狐海道一 18 番地
甚目寺本郷郵便局	443-2996	あま市本郷柿ノ木 77 番地
西日本電信電話(株)	291-3226	名古屋市中区大須四丁目 9 番 60 号
株式会社 N T T ドコモ	968-7938	名古屋市東区東桜一丁目 1 番 10 号
K D D I 株式会社	747-8071	名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8
ソフトバンク株式会社	566-3231	名古屋市中村区名駅 1-1-3
日本赤十字社愛知県支部	971-1591	名古屋市東区白壁一丁目 50 番
中部電力パワーグリッド(株) 中村営業所	0120-929-467	名古屋市中村区太閤通七丁目 32 番
〃 津島営業所	0120-929-475	津島市今市場町四丁目 27 番地 1
東邦瓦斯(株)中村営業所	471-1151	名古屋市中村区太閤通五丁目 39 番
日本放送協会名古屋放送局	952-7000	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号
日本通運株式会社名古屋支店	551-9851	名古屋市中村区名駅南四丁目 12 番 17 号
中日本高速道路株式会社	222-1181	名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号

14 7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名古屋鉄道(株)木田駅	449-1317	あま市木田道下 54 番地 2
名古屋鉄道(株)甚目寺駅	444-0062	あま市甚目寺郷浦 35 番地
名古屋鉄道株式会社	825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18 番 1 号
一般社団法人愛知県トラック協会	871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12 番 6 号
一般社団法人愛知県エルピーガス協会	261-2896	名古屋市中区大須四丁目 1 番 70 号

7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名古屋鉄道(株)木田駅	449-1317	あま市木田道下 54 番地 2
名古屋鉄道(株)甚目寺駅	444-0062	あま市甚目寺郷浦 35 番地
名古屋鉄道株式会社	825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18 番 1 号
一般社団法人愛知県トラック協会	0561-76-2006	みよし市福谷町西ノ洞 21-127
一般社団法人愛知県エルピーガス協会	261-2896	名古屋市中区大須四丁目 1 番 70 号

誤記

公益社団法人愛知県医師会	241-4136	名古屋市中区栄四丁目14番28号
公益社団法人愛知県歯科医師会	962-8020	名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
公益社団法人愛知県薬剤師会	953-4555	名古屋市中区丸の内3丁目4番2号

8 公共的団体等

14

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
一般社団法人海部医師会	0567-25-5752	津島市菟原町字郷西37番地
海 部 歯 科 医 師 会	0567-25-5380	津島市菟原町字郷西37番地
海部東部消防組合消防本部	442-0119	あま市七宝町遠島十坪119番地1
海部東部消防組合消防署	〃	〃
海部東部消防組合消防署北分署	443-0119	あま市新居屋岩屋75番地
海部東部消防組合消防署南分署	444-0119	大治町大字三本木字西之川102番地の1
海部地区水防事務組合	0567-26-3962	津島市西柳原町一丁目14番地（海部総合庁舎内）
海部地区環境事務組合 新開センター	0567-28-3810	津島市新開町二丁目212番地
上野センター	0567-68-8641	弥富市上野町2番地15
八穂クリーンセンター	0567-68-6500	弥富市鍋田町八穂399番3
五 条 広 域 事 務 組 合	401-1181	清須市阿原向北55番地
あいち海部農業協同組合本店	0567-23-7311	津島市神守町中町15番地
あいち海部農業協同組合美和支店	444-1721	あま市花正長島8番地1
あいち海部農業協同組合七宝支店	444-2621	あま市七宝町桂河原22番地
あいち海部農業協同組合伊福支店	441-0121	あま市七宝町伊福参之割32番地1
あいち海部農業協同組合甚目寺支店	444-0046	あま市西今宿八反田68番地
あ ま 市 商 工 会	442-8831	あま市甚目寺東大門8番地
あま市社会福祉協議会	443-4291	あま市西今宿馬洗46番地

公益社団法人愛知県医師会	241-4136	名古屋市中区栄四丁目14番28号
公益社団法人愛知県歯科医師会	962-8020	名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
公益社団法人愛知県薬剤師会	953-4555	名古屋市中区丸の内3丁目4番2号

8 公共的団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
一般社団法人海部医師会	0567-25-5752	津島市菟原町字郷西37番地
海 部 歯 科 医 師 会	0567-25-5380	津島市菟原町字郷西37番地
海部東部消防組合消防本部	442-0119	あま市七宝町遠島十坪119番地1
海部東部消防組合消防署	〃	〃
海部東部消防組合消防署北分署	443-0119	あま市新居屋岩屋75番地
海部東部消防組合消防署南分署	444-0119	大治町大字三本木字西之川102番地の1
海部地区水防事務組合	0567-26-3962	津島市西柳原町一丁目14番地（海部総合庁舎内）
海部地区環境事務組合 新開センター	0567-28-3810	津島市新開町二丁目212番地
上野センター	0567-68-8641	弥富市上野町2番地15
八穂クリーンセンター	0567-68-6500	弥富市鍋田町八穂399番3
五 条 広 域 事 務 組 合	401-1181	清須市阿原向北55番地
あいち海部農業協同組合本店	0567-28-6757	津島市大縄町9-63番地
あいち海部農業協同組合美和支店	444-1721	あま市花正長島8番地1
あいち海部農業協同組合七宝支店	444-2621	あま市七宝町桂河原22番地
あいち海部農業協同組合伊福支店	441-0121	あま市七宝町伊福参之割32番地1
あいち海部農業協同組合甚目寺支店	444-0046	あま市西今宿八反田68番地
あ ま 市 商 工 会	442-8831	あま市甚目寺東大門8番地
あま市社会福祉協議会	443-4291	あま市西今宿馬洗46番地

誤記

海部地区急病診療所組合	0567-25-5210	津島市莪原町字郷西 37 番地
西尾張シーエーティーヴィ(株)	0567-25-8561	津島市百島町字観音坊 83 番地
五条川斎苑	401-0100	清須市春日杵前 60 番地

### 1-8 あま市指定給水装置工事事業者一覧

18

令和 6 年 1 0 月 1 日現在

事業者名	電話番号	事業所所在地
有限会社山田水道工業所	052-441-5333	あま市七宝町徳実郷 37 番地
木村工業所株式会社	052-431-5251	名古屋市中区富田町大字千音寺 3978 番地
株式会社吉田工務店	052-444-4641	あま市七宝町沖之島市之坪 31 番地
有限会社立松水道施設	052-444-2487	あま市七宝町鷹居一丁目 100 番地 1
有限会社ウサミ維持管理センター	052-442-0462	あま市甚目寺桑丸 45 番地 2
竹島水道設備工業所	052-442-0456	あま市花長川内 57 番地
船橋設備株式会社	0587-32-6318	稲沢市奥田立長町 75 番地
有限会社あさひ設備	0567-25-1183	津島市百島町字牛屋 5 番地
株式会社渡邊組	0586-69-2155	一宮市萩原町富田方字上畑 33 番地
有限会社北川工業	0567-28-4712	愛西市根高町古堤己新田 96 番地
株式会社光プロパン瓦斯商会	052-443-0322	あま市七宝町遠島三反田 671 番地 1
カニエ水道有限会社	0567-95-3625	海部郡蟹江町富吉四丁目 139 番地
ハヤカワ工業株式会社	0586-71-4475	一宮市桜二丁目 2 番 10 号
アスカ設備株式会社	052-444-3383	海部郡大治町大字砂子字山ノ前 763 番地の 1
有限会社滝川水道	0587-36-2816	稲沢市矢合町 2590 番地の 3
株式会社石原水道	0567-95-0516	海部郡蟹江町大字須成字市場 1331 番地
有限会社シンコー	052-443-6240	あま市下萱津中道 12 番地
有限会社櫻井設備	0567-25-4560	愛西市勝幡町駅東 173 番地
株式会社大同施設工業	052-882-2261	名古屋市昭和区福江一丁目 11 番 5 号
有限会社倉本工業	052-445-3171	あま市花長堀上 72 番地 6
株式会社山新設備	0567-31-0427	津島市唐臼町西島 33 番地
株式会社山新	052-444-2012	あま市七宝町下之森屋敷 697 番地
DAISUI 株式会社	052-681-2718	名古屋市熱田区古新町二丁目 91 番地
株式会社宮崎設備工業	052-409-1066	清須市鍋片三丁目 50 番地
野村工業株式会社	052-802-6461	名古屋市天白区原四丁目 1517 番地
株式会社佐藤水建	0567-31-0210	愛西市大井町五川東 62 番地
有限会社岡田工業	0567-95-8683	海部郡蟹江町学戸四丁目 6 番地

海部地区急病診療所組合	0567-25-5210	津島市莪原町字郷西 37 番地
西尾張シーエーティーヴィ(株)	0567-25-8561	津島市百島町字観音坊 83 番地
五条川斎苑	401-0100	清須市春日杵前 60 番地

### 1-8 あま市指定給水装置工事事業者一覧

令和 7 年 1 0 月 1 日現在

事業者名	電話番号	事業所所在地
有限会社山田水道工業所	052-441-5333	あま市七宝町徳実郷 37 番地
木村工業所株式会社	052-431-5251	名古屋市中区千音寺三丁目 2512 番地
株式会社吉田工務店	052-444-4641	あま市七宝町沖之島市之坪 31 番地
有限会社立松水道施設	052-444-2487	あま市七宝町鷹居一丁目 100 番地 1
有限会社ウサミ維持管理センター	052-442-0462	あま市甚目寺桑丸 45 番地 2
竹島水道設備工業所	052-442-0456	あま市花長川内 57 番地
船橋設備株式会社	0587-32-6318	稲沢市奥田立長町 75 番地
有限会社あさひ設備	0567-25-1183	津島市百島町字牛屋 5 番地
株式会社渡邊組	0586-69-2155	一宮市萩原町富田方字上畑 33 番地
有限会社北川工業	0567-28-4712	愛西市根高町古堤己新田 96 番地
株式会社光プロパン瓦斯商会	052-443-0322	あま市七宝町遠島三反田 671 番地 1
カニエ水道有限会社	0567-95-3625	海部郡蟹江町富吉四丁目 139 番地
ハヤカワ工業株式会社	0586-71-4475	一宮市桜二丁目 2 番 10 号
アスカ設備株式会社	052-444-3383	海部郡大治町大字砂子字山ノ前 763 番地の 1
有限会社滝川水道	0587-36-2816	稲沢市矢合町 2590 番地の 3
株式会社石原水道	0567-95-0516	海部郡蟹江町大字須成字市場 1331 番地
有限会社シンコー	052-443-6240	あま市下萱津中道 12 番地
有限会社櫻井設備	0567-25-4560	愛西市勝幡町駅東 173 番地
株式会社大同施設工業	052-882-2261	名古屋市昭和区福江一丁目 11 番 5 号
有限会社倉本工業	052-445-3171	あま市花長堀上 72 番地 6
株式会社山新設備	0567-31-0427	津島市唐臼町西島 33 番地
株式会社山新	052-444-2012	あま市七宝町下之森屋敷 697 番地
DAISUI 株式会社	052-681-2718	名古屋市熱田区古新町二丁目 91 番地
株式会社宮崎設備工業	052-409-1066	清須市鍋片三丁目 50 番地
野村工業株式会社	052-802-6461	名古屋市天白区原四丁目 1517 番地
株式会社佐藤水建	0567-31-0210	愛西市大井町五川東 62 番地
有限会社岡田工業	0567-95-8683	海部郡蟹江町学戸四丁目 6 番地

協立設備工業株式会社	052-751-2004	名古屋市千種区高見一丁目 18 番 9 号	協立設備工業株式会社	052-751-2004	名古屋市千種区高見一丁目 18 番 9 号
有限会社タケシマ	052-444-4191	あま市花長川内 75 番地	有限会社タケシマ	052-444-4191	あま市花長川内 75 番地
善勝有限会社	0567-22-5200	津島市元寺町二丁目 40 番地	善勝有限会社	0567-22-5200	津島市元寺町二丁目 40 番地
丸石株式会社	058-271-1918	岐阜市須賀一丁目 10 番 1 号	丸石株式会社	058-271-1918	岐阜市須賀一丁目 10 番 1 号
有限会社村口設備工業	0567-95-5035	海部郡蟹江町桜三丁目 359 番地	有限会社村口設備工業	0567-95-5035	海部郡蟹江町桜三丁目 359 番地
有限会社丸甲水道	0587-97-2839	稲沢市祖父江町三丸渕二段割 65 番地	有限会社丸甲水道	0587-97-2839	稲沢市祖父江町三丸渕二段割 65 番地
株式会社光設備	0567-31-7662	津島市神守町下町 131 番 1	株式会社光設備	0567-31-7662	津島市神守町下町 131 番 1
株式会社アクアテクノス	0120-40-8919	名古屋市西区野南町 57 番地	株式会社アクアテクノス	0120-40-8919	名古屋市西区野南町 57 番地
吉田建設株式会社	0567-28-2938	津島市今市場町三丁目 34 番地	吉田建設株式会社	0567-28-2938	津島市今市場町三丁目 34 番地
株式会社菅原設備	0567-24-1743	津島市元寺町三丁目 21 番地 2	株式会社菅原設備	0567-24-1743	津島市元寺町三丁目 21 番地 2
有限会社富田設備	052-791-4676	名古屋市守山区新守西 2003 番地	有限会社富田設備	052-791-4676	名古屋市守山区新守西 2003 番地
株式会社クラシアン	0120-500-500	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9	株式会社クラシアン	0120-500-500	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
株式会社ヤママ住設	0568-77-6985	小牧市大字東田中字南新田 1600 番 1	株式会社ヤママ住設	0568-77-6985	小牧市大字東田中字南新田 1600 番 1
株式会社タツダ	0567-28-3332	愛西市戸倉町中屋敷 39 番地の 2	株式会社タツダ	0567-28-3332	愛西市戸倉町中屋敷 39 番地の 2
和田与燃料株式会社	0567-26-3329	津島市薬師町 39 番地の 2	和田与燃料株式会社	0567-26-3329	津島市薬師町 39 番地の 2
株式会社三重水道センター	059-364-0299	三重県四日市市大字羽津 4636 番地 2	株式会社三重水道センター	059-364-0299	三重県四日市市大字羽津 4636 番地 2
株式会社山田興業	0567-33-0157	津島市唐臼町郷裏 11 番地	株式会社山田興業	0567-33-0157	津島市唐臼町郷裏 11 番地
株式会社三東	052-782-2322	名古屋市千種区桜が丘 226 番地	株式会社三東	052-782-2322	名古屋市千種区桜が丘 226 番地
津島興業株式会社	0567-28-1111	愛西市勝幡町五俵入 2256 番地	津島興業株式会社	0567-28-1111	愛西市勝幡町五俵入 2256 番地
丸崑佐藤建設株式会社	052-444-8223	あま市七宝町安松中屋敷 2047 番地	丸崑佐藤建設株式会社	052-444-8223	あま市七宝町安松中屋敷 2047 番地
株式会社 W S P	052-441-6163	海部郡大治町大字花常字人見 29 番地 2	株式会社 W S P	052-441-6163	海部郡大治町大字花常字人見 29 番地 2
株式会社フジコー	052-853-2717	名古屋市瑞穂区洲山町一丁目 57 番地 1	株式会社フジコー	052-853-2717	名古屋市瑞穂区洲山町一丁目 57 番地 1
G R O W T H株式会社	052-797-9188	名古屋市守山区小幡太田 15 番 20 号	G R O W T H株式会社	052-797-9188	名古屋市守山区小幡太田 15 番 20 号
有限会社加藤設備管工	059-366-2545	三重県四日市市広永町 70 番地 3	有限会社加藤設備管工	059-366-2545	三重県四日市市広永町 70 番地 3
佐藤配管株式会社	0567-24-4825	愛西市日置町上川田 102 番地	佐藤配管株式会社	0567-24-4825	愛西市日置町上川田 102 番地
株式会社石井商事	0567-24-2621	津島市江川町二丁目 102 番地 2	株式会社石井商事	0567-24-2621	津島市江川町二丁目 102 番地 2
株式会社サン・ビル	052-902-8755	名古屋市北区楠一丁目 1608 番地	株式会社サン・ビル	052-902-8755	名古屋市北区楠一丁目 1608 番地
株式会社前田工業	052-721-5368	名古屋市千種区天満通二丁目 8 番地	株式会社前田工業	052-721-5368	名古屋市千種区天満通二丁目 8 番地
真野工業株式会社	052-884-3111	名古屋市熱田区波寄町 2 番 27 号	真野工業株式会社	052-884-3111	名古屋市熱田区波寄町 2 番 27 号
株式会社永井水道設備	0587-32-2497	稲沢市横地一丁目 15 番地	株式会社永井水道設備	0587-32-2497	稲沢市横地一丁目 15 番地
有限会社稲沢設備	0587-36-1349	稲沢市北島町中切 78 番地	有限会社稲沢設備	0587-36-1349	稲沢市北島町中切 78 番地
中部オーケーホーム株式会社	0561-82-6951	瀬戸市東赤重町二丁目 70 番地	中部オーケーホーム株式会社	0561-82-6951	瀬戸市東赤重町二丁目 70 番地
株式会社佐藤鑿井工業	0567-52-2131	弥富市亀ヶ地二丁目 22 番地 1	株式会社佐藤鑿井工業	0567-52-2131	弥富市亀ヶ地二丁目 22 番地 1
有限会社中島管工所	052-691-5570	名古屋市南区五条町二丁目 1 番地の 163	有限会社中島管工所	052-691-5570	名古屋市南区五条町二丁目 1 番地の 163
株式会社三重物産	0594-21-3476	三重県桑名市大字大福 394 番地	株式会社三重物産	0594-21-3476	三重県桑名市大字大福 394 番地
有限会社アサヒ	0567-26-2728	津島市上新田町一丁目 19 番地	有限会社アサヒ	0567-26-2728	津島市上新田町一丁目 19 番地
有限会社ヤマセツ	0567-24-2222	愛西市稲葉町村南 29 番地の 1	有限会社ヤマセツ	0567-24-2222	愛西市稲葉町村南 29 番地の 1
大信設備株式会社	052-623-6101	名古屋市緑区青山二丁目 56 番地の 2	大信設備株式会社	052-623-6101	名古屋市緑区青山二丁目 56 番地の 2

尾張テクアス株式会社	0586-85-7316	一宮市三条字通 4 番地 1
株式会社 F I N E	052-653-6383	名古屋市港区津金二丁目 11 番 28 号
福岡建設株式会社	0567-28-4327	愛西市日置町河平 18 番地
株式会社 イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル
大井設備工業株式会社	052-431-6755	あま市七宝町伊福隅田 44 番地
株式会社城東設備	0568-65-1227	犬山市大字前原字北中根 3 番地 2
有限会社ユニバース	0567-55-9169	愛西市町方町西祖父江 24 番地 3
ノザキ株式会社	052-431-1351	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正 3552 番地
有限会社山田設備	0567-25-3705	津島市立込町二丁目 60 番地
株式会社明和電設技研	0567-25-4503	愛西市北河田町郷西 271 番地 1
野田管工有限会社	052-432-1811	名古屋市中川区東春田一丁目 77 番地
株式会社エムアイコンストラク クション	052-911-6960	名古屋市中川区大杉二丁目 2 番 19 号
株式会社市川水道設備	059-324-7485	三重県四日市市西大鐘町 831 番地
加藤設備工業有限会社	052-444-7176	あま市上萱津銭神 45 番地 5
株式会社 G S P	052-626-5175	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町一丁目 4 番地
ロイヤルホームセンター株式 会社	0120-00-6186	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号
株式会社アクアライン	082-502-6644	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6F
八木水道建設株式会社	0567-65-1166	弥富市前ヶ須町午新田 473 番地 6
有限会社日祥技研	0564-54-9755	岡崎市土井町字西番城 19 番地 1
株式会社貴信設備	052-796-5099	名古屋市守山区瀬古一丁目 912 番地の 1
土屋設備	052-442-1434	あま市甚目寺飛殿 29 番地 1
有限会社技建竹内	0574-26-3710	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目 1 番 46 号
株式会社スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402
株式会社ヤマダ設備工業	059-364-2937	三重県四日市市南富田町 4 番 36 号
株式会社ハウ斯拉ボ	06-6648-9898	大阪府大阪市浪速区大国二丁目 1 番 6 号
株式会社タカオ設備	0594-49-2712	三重県桑名市多度町多度 853 番地
株式会社 N-V i s i o n	082-275-5227	広島県広島市中区鶴見町 8 番 57 号
豊設備	0567-31-7355	愛西市須依町須賀割 2096 番地 20
株式会社鈴木設備	052-446-1945	海部郡大治町大字三本木字堅田 35 番地 1
株式会社愛水設備	0586-82-5071	一宮市南小渕字中崩 72 番地 3
株式会社タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市小倉南区堀越 413
株式会社クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号
株式会社 S E Z B Y	052-736-9636	名古屋市中川区桜坂五丁目 519 番地

尾張テクアス株式会社	0586-85-7316	一宮市三条字通 4 番地 1
株式会社 F I N E	052-653-6383	名古屋市港区津金二丁目 11 番 28 号
福岡建設株式会社	0567-28-4327	愛西市日置町河平 18 番地
株式会社 イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル
大井設備工業株式会社	052-431-6755	あま市七宝町伊福隅田 44 番地
株式会社城東設備	0568-65-1227	犬山市大字前原字北中根 3 番地 2
有限会社ユニバース	0567-55-9169	愛西市町方町西祖父江 24 番地 3
ノザキ株式会社	052-431-1351	名古屋市中川区千音寺四丁目 1511 番地
有限会社山田設備	0567-25-3705	津島市立込町二丁目 60 番地
株式会社明和電設技研	0567-25-4503	愛西市北河田町郷西 271 番地 1
野田管工有限会社	052-432-1811	名古屋市中川区東春田一丁目 77 番地
株式会社エムアイコンストラ クション	052-911-6960	名古屋市中川区大杉二丁目 2 番 19 号
株式会社市川水道設備	059-324-7485	三重県四日市市西大鐘町 323 番地 1
加藤設備工業有限会社	052-444-7176	あま市上萱津銭神 45 番地 5
株式会社 G S P	052-626-5175	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町一丁目 4 番地
ロイヤルホームセンター株式 会社	0120-00-6186	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号
株式会社アクアライン	082-502-6644	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6F
八木水道建設株式会社	0567-65-1166	弥富市前ヶ須町午新田 473 番地 6
有限会社日祥技研	0564-54-9755	岡崎市土井町字西番城 19 番地 1
株式会社貴信設備	052-796-5099	名古屋市守山区瀬古一丁目 912 番地の 1
土屋設備	052-442-1434	あま市甚目寺飛殿 29 番地 1
有限会社技建竹内	0574-26-3710	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目 1 番 46 号
株式会社スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402
株式会社ヤマダ設備工業	059-364-2937	三重県四日市市南富田町 4 番 36 号
株式会社 イースマイル Biz	06-6648-9898	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号
株式会社タカオ設備	0594-49-2712	三重県桑名市多度町多度 853 番地
株式会社 N-V i s i o n	082-275-5227	広島県広島市中区鶴見町 8 番 57 号
豊設備	0567-31-7355	愛西市須依町須賀割 2096 番地 20
株式会社鈴木設備	052-446-1945	海部郡大治町大字三本木字堅田 35 番地 1
株式会社愛水設備	0586-82-5071	一宮市南小渕字中崩 72 番地 3
株式会社タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市小倉南区堀越 413
株式会社クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号
株式会社 S E Z B Y	052-736-9636	名古屋市中川区桜坂五丁目 519 番地
株式会社 i-FIRST	052-462-9950	名古屋市中川区横前町 58 番地

株式会社エイト	052-462-9950	名古屋市中川区横前町 58 番地
株式会社オールサービス	052-441-0585	あま市西今宿梶村三 3 番地の 21
丸文建設株式会社	052-444-0028	あま市西今宿郷内二 45 番地
株式会社アズクリエイティブ	052-734-3682	名古屋市中種区内山三丁目 31 番 20 号 今池NMビル 4 階
株式会社せがわ住機	052-353-1861	名古屋市中川区太平通三丁目 23 番地の 1
株式会社キンライサー	03-5157-2400	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
クマテック	052-870-1830	あま市七宝町伊福壺町畑 171 番地 2
株式会社カワセ土木	052-888-2898	名古屋市中川区かの里三丁目 1203
ノーリツリビングクリエイティブ 株式会社	06-6338-2535	大阪府吹田市江の木町 21 番 1 号
株式会社ミニミニハウジング	052-973-0101	名古屋市中区錦三丁目 16 番 27 号
ジャパンネクストリテイリング 株式会社	052-734-3682	名古屋市中種区内山三丁目 31 番 20 号今池 NM ビル 4 階
株式会社環整	0567-65-3333	弥富市中山町懸廻 138 番地の 1
株式会社水田住設	0561-78-8046	長久手市砂子 102 番地ロフティ長久手グリーン サイド 404 号
株式会社山恵建設	052-462-0535	あま市七宝町川部四反田 49 番地
株式会社ニシ井設備	0567-31-3346	津島市唐臼町東田面 70 番地 1
株式会社藤本設備	052-846-7200	名古屋市中白区笹原町 1010 番地
ニッカホーム株式会社	052-899-3580	名古屋市緑区籠山 2-1225
株式会社水協	06-4305-7414	大阪市天王寺区東高津町 3 番 29 号
株式会社パイプマン	052-398-5225	福島県いわき市江名字走出 173 番地

株式会社オールサービス	052-441-0585	あま市西今宿梶村三 3 番地の 21
丸文建設株式会社	052-444-0028	あま市西今宿郷内二 45 番地
株式会社アズクリエイティブ	052-734-3682	名古屋市中種区内山三丁目 31 番 20 号 今池NMビル 4 階
株式会社せがわ住機	052-353-1861	名古屋市中川区太平通三丁目 23 番地の 1
株式会社キンライサー	03-5157-2400	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
クマテック	052-870-1830	あま市七宝町伊福壺町畑 171 番地 2
株式会社カワセ土木	052-888-2898	名古屋市中川区かの里三丁目 1203
ノーリツリビングクリエイティブ 株式会社	06-6338-2535	大阪府吹田市江の木町 21 番 1 号
株式会社ミニミニハウジング	052-973-0101	名古屋市中区錦三丁目 16 番 27 号
ジャパンネクストリテイリング 株式会社	052-734-3682	名古屋市中種区内山三丁目 31 番 20 号今池 NM ビル 4 階
株式会社環整	0567-65-3333	弥富市中山町懸廻 138 番地の 1
株式会社水田住設	0561-78-8046	長久手市砂子 102 番地ロフティ長久手グリーン サイド 404 号
株式会社山恵建設	052-462-0535	あま市七宝町川部四反田 49 番地
株式会社ニシ井設備	0567-31-3346	津島市唐臼町東田面 70 番地 1
株式会社藤本設備	052-846-7200	名古屋市中白区笹原町 1010 番地
ニッカホーム株式会社	052-899-3580	名古屋市緑区籠山 2-1225
株式会社水協	06-4305-7414	大阪市天王寺区東高津町 3 番 29 号
株式会社パイプマン	052-398-5225	福島県いわき市江名字走出 173 番地
株式会社イーライフグループ	03-6455-3990	東京都渋谷区南平台町 15 番地 15
株式会社ヤマアキ	052-442-6464	あま市花長堀上 22 番地の 2
岩井設備工業	058-382-2930	岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町 17-12
みとや殖産株式会社	0567-31-9210	弥富市荷之上権七走 2646 番地 1
山本設備	0568-24-4263	北名古屋市片場六所 36 番地 3
株式会社 TOPLEVEL	052-678-0070	名古屋市熱田区大宝 2-4-68 GIMUCO B 棟 2 号 室
株式会社 IDEAL	0120-777-035	大阪府大阪市北区中之島 4 丁目 3-25 フジヒサ FJ 中之島ビル

## 4 防災施設・設備等

## 4-1 指定避難所一覧

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
1	七宝保健センター	健康推進課	七宝町桂弥勒 28 番地	441-5665
2	美和保健センター	健康推進課	花正中之割 2 番地	443-3838
3	甚目寺総合福祉会館	健康推進課	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
4	七宝焼アートヴィレッジ	商工観光課	七宝町遠島十三割 2000 番地	443-7588
5	七宝公民館	生涯学習課	七宝町安松小新田 2337 番地	444-2511
6	七宝総合体育館	スポーツ課	七宝町伊福宮東 3 番地 1	441-5001
7	人権ふれあいセンター	人権推進課	西今宿平割二 32 番地	444-5393
8	美和情報ふれあいセンター	企画政策課	木田丁子ノ口 6 番地 1	444-1712
9	篠田防災コミュニティセンター	企画政策課	篠田三丁目 51 番地	444-1712
10	下萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (下萱津コミュニティ推進協議会指定管理)	下萱津山伏 8 番地	443-9780
11	上萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (上萱津コミュニティ協議会指定管理)	上萱津上野 87 番地	449-7450
12	坂牧コミュニティ防災センター	企画政策課 (坂牧コミュニティ協議会指定管理)	坂牧阿原 25 番地	445-9300
13	甚目寺南防災センター	危機管理課 (甚目寺区指定管理)	甚目寺須原 20 番地	446-4400
14	新居屋防災センター	危機管理課 (新居屋区江上田町内会指定管理)	新居屋江上田 14 番地 28	445-5360
15	七宝小学校	教育総務課	七宝町桂角田 1777 番地	444-2035
16	宝小学校	教育総務課	七宝町遠島大切戸 1296 番地	444-0902
17	伊福小学校	教育総務課	七宝町伊福河原 28 番地	444-0902
18	秋竹小学校	教育総務課	七宝町秋竹中道 358 番地	444-0902
19	美和小学校	教育総務課	木田小島 55 番地	444-0902
20	正則小学校	教育総務課	二ツ寺三本松 46 番地	444-0902
21	篠田小学校	教育総務課	篠田十王堂 59 番地	444-0902
22	美和東小学校	教育総務課	木折寺田 1 番地 3	444-0902
23	甚目寺小学校	教育総務課	甚目寺寺西 40 番地	444-0902
24	甚目寺南小学校	教育総務課	中萱津西ノ川 40 番地	444-0902
25	甚目寺東小学校	教育総務課	西今宿六反割 60 番地 1	444-0902

## 4 防災施設・設備等

## 4-1 指定避難所一覧

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
1	七宝保健センター	健康推進課	七宝町桂弥勒 28 番地	441-5665
2	美和保健センター	健康推進課	花正中之割 2 番地	443-3838
3	甚目寺総合福祉会館	健康推進課	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
4	七宝焼アートヴィレッジ	商工観光課	七宝町遠島十三割 2000 番地	443-7588
5	七宝公民館	生涯学習課	七宝町安松小新田 2337 番地	444-2511
6	七宝総合体育館	スポーツ課	七宝町伊福宮東 3 番地 1	441-5001
7	人権ふれあいセンター	人権推進課	西今宿平割二 32 番地	444-5393
8	美和情報ふれあいセンター	企画政策課	木田丁子ノ口 6 番地 1	444-1712
9	篠田防災コミュニティセンター	企画政策課	篠田三丁目 51 番地	444-1712
10	下萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (下萱津コミュニティ推進協議会指定管理)	下萱津山伏 8 番地	443-9780
11	上萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (上萱津コミュニティ協議会指定管理)	上萱津上野 87 番地	449-7450
12	坂牧コミュニティ防災センター	企画政策課 (坂牧コミュニティ協議会指定管理)	坂牧阿原 25 番地	445-9300
13	甚目寺南防災センター	危機管理課 (甚目寺区指定管理)	甚目寺須原 20 番地	446-4400
14	新居屋防災センター	危機管理課 (新居屋区江上田町内会指定管理)	新居屋江上田 14 番地 28	445-5360
15	七宝小学校	教育総務課	七宝町桂角田 1777 番地	485-6020
16	宝小学校	教育総務課	七宝町遠島大切戸 1296 番地	485-6020
17	伊福小学校	教育総務課	七宝町伊福河原 28 番地	485-6020
18	秋竹小学校	教育総務課	七宝町秋竹中道 358 番地	485-6020
19	美和小学校	教育総務課	木田小島 55 番地	485-6020
20	正則小学校	教育総務課	二ツ寺三本松 46 番地	485-6020
21	篠田小学校	教育総務課	篠田十王堂 59 番地	485-6020
22	美和東小学校	教育総務課	木折寺田 1 番地 3	485-6020
23	甚目寺小学校	教育総務課	甚目寺寺西 40 番地	485-6020
24	甚目寺南小学校	教育総務課	中萱津西ノ川 40 番地	485-6020
25	甚目寺東小学校	教育総務課	西今宿六反割 60 番地 1	485-6020

26	甚目寺西小学校	教育総務課	新居屋三反通 11 番地	444-0902
27	七宝中学校	教育総務課	七宝町川部山王 4 番地	444-0902
28	七宝北中学校	教育総務課	七宝町遠島十坪 117 番地	444-0902
29	美和中学校	教育総務課	木田丁子ノ口 1 番地	444-0902
30	甚目寺中学校	教育総務課	甚目寺二伴田 76 番地	444-0902
31	甚目寺南中学校	教育総務課	本郷八尻 6 番地	444-0902
32	美和文化会館	生涯学習課 (ホームックス株式会社指定管理)	花正地先 1 番地 1	449-1114
33	甚目寺総合体育館	スポーツ課	西今宿馬洗 56 番地	443-8151
34	甚目寺公民館	生涯学習課	甚目寺二伴田 65 番地	444-1621
35	美和児童館	子ども福祉課	木田五反田 124 番地 1	443-5454
36	甚目寺北児童館 (森憩の家)	子ども福祉課	森二丁目 6 番地 2	445-1367
37	甚目寺南児童館 (本郷憩の家)	子ども福祉課	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
38	甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	子ども福祉課	新居屋東高田 58 番地	442-0083
39	甚目寺老人福祉センター	人権推進課	西今宿平割二 25 番地	443-2033
40	甚目寺会館	商工観光課 (商工会指定管理)	甚目寺東大門 8 番地	441-7118
41	コミュニティプラザ萱津	環境衛生課	中萱津法慶寺 24 番地	449-2711

#### 4-3 医療機関一覧

29

令和 6 年 1 0 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話
あま市民病院	甚目寺畦田 1 番地	444-0050
好生館病院	上萱津西ノ川 8 番地	444-3188
七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432 番地	443-7800
浅井外科クリニック	七宝町沖之島九之坪 44 番地	441-8002
あおの樹ホームケアクリニック	木田加瀬 55 番地 キングスヴィレッジ Y 棟	441-6100
あすかクリニック	七宝町沖之島西流 36 番地	449-1681
安藤クリニック	中萱津道場 98 番地	444-1508
伊東医院	二ツ寺屋敷 171 番地	444-1033
伊藤医院	甚目寺五位田 167 番地	441-2408
岩間クリニック	花正柳坪 32 番地 2	442-7030
栄生堂医院	七宝町秋竹三角 572 番地	444-2008

26	甚目寺西小学校	教育総務課	新居屋三反通 11 番地	485-6020
27	七宝中学校	教育総務課	七宝町川部山王 4 番地	485-6020
28	七宝北中学校	教育総務課	七宝町遠島十坪 117 番地	485-6020
29	美和中学校	教育総務課	木田丁子ノ口 1 番地	485-6020
30	甚目寺中学校	教育総務課	甚目寺二伴田 76 番地	485-6020
31	甚目寺南中学校	教育総務課	本郷八尻 6 番地	485-6020
32	美和文化会館	生涯学習課 (ホームックス株式会社指定管理)	花正地先 1 番地 1	449-1114
33	甚目寺総合体育館	スポーツ課	西今宿馬洗 56 番地	443-8151
34	甚目寺公民館	生涯学習課	甚目寺二伴田 65 番地	444-1621
35	美和児童館	子ども福祉課	木田五反田 124 番地 1	443-5454
36	甚目寺北児童館 (森憩の家)	子ども福祉課	森二丁目 6 番地 2	445-1367
37	甚目寺南児童館 (本郷憩の家)	子ども福祉課	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
38	甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	子ども福祉課	新居屋東高田 58 番地	442-0083
39	甚目寺老人福祉センター	人権推進課	西今宿平割二 25 番地	443-2033
40	甚目寺会館	商工観光課 (商工会指定管理)	甚目寺東大門 8 番地	441-7118
41	コミュニティプラザ萱津	環境衛生課	中萱津法慶寺 24 番地	449-2711
42	愛知県立美和高等学校	愛知県	あま市篠田五ツ藤 1 番地	443-1700

※新居屋防災センターについては、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、閉鎖 (廃止)

#### 4-3 医療機関一覧

令和 7 年 1 0 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話
あま市民病院	甚目寺畦田 1 番地	444-0050
好生館病院	上萱津西ノ川 8 番地	444-3188
七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432 番地	443-7800
浅井外科クリニック	七宝町沖之島九之坪 44 番地	441-8002
あおの樹ホームケアクリニック	木田加瀬 55 番地 キングスヴィレッジ Y 棟	441-6100
あすかクリニック	七宝町沖之島西流 36 番地	449-1681
あま中川整形外科手のクリニック	七宝町沖之島九之坪 106	526-7757
安藤クリニック	中萱津道場 98 番地	444-1508
伊東医院	二ツ寺屋敷 171 番地	444-1033
伊藤医院	甚目寺五位田 167 番地	441-2408
岩間クリニック	花正柳坪 32 番地 2	442-7030
栄生堂医院	七宝町秋竹三角 572 番地	444-2008

追加・誤記

駅前ふじたクリニック	甚目寺五位田 103 番地 KAFO ビル 1 階	462-0222	駅前ふじたクリニック	甚目寺五位田 103 番地 KAFO ビル 1 階	462-0222
お お さ わ 眼 科	花正五反田 41 番地 2	445-4777	お お さ わ 眼 科	花正五反田 41 番地 2	445-4777
おぐし耳鼻咽喉科クリニック	森山弁才天 72 番地 4	443-3080	おぐし耳鼻咽喉科クリニック	森山弁才天 72 番地 4	443-3080
小 野 ク リ ニ ッ ク	小路三丁目 9 番地 6	445-2221	小 野 ク リ ニ ッ ク	小路三丁目 9 番地 6	445-2221
加 藤 医 院	七宝町川部折戸 11 番地	441-5557	加 藤 医 院	七宝町川部折戸 11 番地	441-5557
眼科池田クリニック	坂牧坂塩 150 番地	449-0077	眼科池田クリニック	坂牧坂塩 150 番地	449-0077
小 林 ク リ ニ ッ ク	上萱津深見 5 番地	444-4500	小 林 ク リ ニ ッ ク	上萱津深見 5 番地	444-4500
後 藤 医 院	七宝町伊福河原 140 番地	444-2133	後 藤 医 院	七宝町伊福河原 140 番地	444-2133
ごとう皮フ科クリニック	七宝町沖之島高畑 43 番地 2	441-0077	ごとう皮フ科クリニック	七宝町沖之島高畑 43 番地 2	441-0077
小 西 整 形 外 科	七宝町下田折場 976 番地 1	875-7178	小 西 整 形 外 科	七宝町下田折場 976 番地 1	875-7178
近 藤 内 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町沖之島高畑 105 番地	444-0016	近 藤 内 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町沖之島高畑 105 番地	444-0016
近藤療院六町クリニック	二ツ寺六町 3 番地	443-7145	近藤療院六町クリニック	二ツ寺六町 3 番地	443-7145
桜 眼 科 ク リ ニ ッ ク	小路 1-10-1	441-2001	桜 眼 科 ク リ ニ ッ ク	小路 1-10-1	441-2001
さとう耳鼻咽喉科クリニック	七宝町安松八丁目 115 番地 1	441-3456	さとう耳鼻咽喉科クリニック	七宝町安松八丁目 115 番地 1	441-3456
しげやす内科クリニック	篠田稲荷 46 番地	449-5550	しげやす内科クリニック	篠田稲荷 46 番地	449-5550
杉 村 医 院	本郷花ノ木 39 番地	443-1331	杉 村 医 院	本郷花ノ木 39 番地	443-1331
角 田 内 科 医 院	七宝町遠島鳥居先 183 番地 88	444-0970	角 田 内 科 医 院	七宝町遠島鳥居先 183 番地 88	444-0970
た か ぎ ク リ ニ ッ ク	二ツ寺六町 74 番地 1	444-3214	た か ぎ ク リ ニ ッ ク	二ツ寺六町 74 番地 1	444-3214
富田レディースクリニック	中萱津南の川 66 番地	441-5811	富田レディースクリニック	中萱津南の川 66 番地	441-5811
脳神経外科のぞみクリニック	篠田寺後 75 番地 1	443-5533	脳神経外科のぞみクリニック	篠田寺後 75 番地 1	443-5533
は だ め 皮 膚 科	森山弁才天 84 番地 4	445-1661	は だ め 皮 膚 科	森山弁才天 84 番地 4	445-1661
原 ク リ ニ ッ ク	森四丁目 2 番地 2	441-1117	原 ク リ ニ ッ ク	森四丁目 2 番地 2	441-1117
ひだまりこころクリニック	甚目寺五位田 156 番地	441-0800	ひだまりこころクリニック	甚目寺五位田 156 番地	441-0800
フ ジ ノ 内 科	木田飛江ノ見 70 番地 1	441-2713	フ ジ ノ 内 科	木田飛江ノ見 70 番地 1	441-2713
マ ス ブ ン 医 院	甚目寺松山 80 番地	445-3037	マ ス ブ ン 医 院	甚目寺松山 80 番地	445-3037
宮 地 ク リ ニ ッ ク	篠田小塚 48 番地	444-1064	宮 地 ク リ ニ ッ ク	篠田小塚 48 番地	444-1064
村 上 医 院	七宝町徳実郷 53 番地 2	443-7771	村 上 医 院	七宝町徳実郷 53 番地 2	443-7771
もちづき内科&はるかこどもクリニック	丹波深田 48 番地	443-3320	もちづき内科&はるかこどもクリニック	丹波深田 48 番地	443-3320
森 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂深田 60 番地	445-5050	森 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂深田 60 番地	445-5050
も り や 整 形 外 科	新居屋辻畑 49 番地	445-3711	も り や 整 形 外 科	新居屋辻畑 49 番地	445-3711
山 岸 内 科 ク リ ニ ッ ク	蜂須賀下五反地 533 番地	443-4891	山 岸 内 科 ク リ ニ ッ ク	蜂須賀下五反地 533 番地	443-4891
横井ことぶきクリニック	坂牧北浦 102 番地	441-1555	横井ことぶきクリニック	坂牧北浦 102 番地	441-1555
吉 岡 内 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂西塚 82 番地	441-5211	吉 岡 内 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂西塚 82 番地	441-5211
よつ葉ファミリークリニック	新居屋郷 111 番地 1	526-6767	よつ葉ファミリークリニック	新居屋郷 111 番地 1	526-6767

#### 4-4 主食等の備蓄状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

品 目	数 量
ア ル フ ァ 米	51,950 食
調 理 不 要 ご 飯	13,250 食
ビ ス ケ ッ ト	17,100 食
ビ ス コ	20,880 食
粉ミルク (1 袋 5 個 × 4 8 袋入 ・ 1,296g)	36 箱
粉ミルクアレルギーフリー (7.25g × 12 本入 ・ 87g)	40 箱

#### 4-5 給水用資機材保有状況

令和 6 年 1 0 月 1 日現在

資 機 材	積載用給水タンク	ポ リ エ チ レ ン 容 器		ビニール袋(非常用飲料水袋)
		20ℓ	10ℓ	
団 体	1.0 t	20ℓ	10ℓ	6ℓ
あ ま 市	4 基	75 個	21 個	8,900 枚

#### 4-6 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

種 類	名 称	数 量	備 考
一般救助用器具	かぎ付きはしご	7	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1	
	救命索発射銃	1	レスキューMAX
	平担架	4	
	三連梯子	7	
	空気式救助マット	1	
	サバイバースリング又は救命用縛隊	11	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	
	可搬ウインチ	5	
	大型油圧スプレッダー	1	
	チェーンブロック	1	
	油圧スプレッダー	2	電動式 1
	マンホール救助器具	1	

#### 4-4 主食等の備蓄状況

令和 7 年 4 月 1 日現在

品 目	数 量
ア ル フ ァ 米	62,850 食
調 理 不 要 ご 飯	17,030 食
ビ ス ケ ッ ト	17,700 食
ビ ス コ	20,880 食
粉ミルク (1 袋 5 個 × 4 8 袋入 ・ 1,296g)	36 箱
粉ミルクアレルギーフリー (7.25g × 12 本入 ・ 87g)	40 箱

#### 4-5 給水用資機材保有状況

令和 7 年 1 0 月 1 日現在

資 機 材	積載用給水タンク	ポ リ エ チ レ ン 容 器		ビニール袋(非常用飲料水袋)
		20ℓ	10ℓ	
団 体	1.0 t	20ℓ	10ℓ	6ℓ
あ ま 市	4 基	75 個	21 個	1,500 枚

#### 4-6 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

種 類	名 称	数 量	備 考
一般救助用器具	かぎ付きはしご	6	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1	
	救命索発射銃	1	レスキューMAX
	平担架	4	
	三連梯子	7	
	空気式救助マット	1	
	サバイバースリング又は救命用縛隊	11	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	5	
	可搬ウインチ	4	
	大型油圧スプレッダー	1	
	チェーンブロック	1	
	油圧スプレッダー	2	電動式 1
	マンホール救助器具	1	

年度計画  
による更  
新

修正

修正

30

30

31

	マット型空気ジャッキ	1	
切断用器具	油圧切断機	3	電動式 1
	ガス溶断器	1	
	鉄線カッター	9	
	大型油圧切断機	1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	
	エンジンカッター (エンジン式)	1	
	エンジンカッター (電動式)	1	
	チェーンソー (エンジン式)	2	
	チェーンソー (電動式)	1	
	空気鋸	1	
	レシプロソー	3	
	空気切断機	1	
破壊用器具	万能斧	12	
	携帯用コンクリート破壊器具	4	
	ハンマドリル	1	
	ハンマー	9	
	削岩機	1	
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	4	
	可燃性ガス測定器	4	
	酸素濃度測定器	4	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	49	
	防塵マスク	42	
	空気用補充用ボンベ	138	
	簡易呼吸器	3	
	送排風機	1	
隊員用保護器具	耐電手袋	6	
	耐電ズボン	6	
	防塵メガネ	10	
	防毒マスク	11	
	陽圧式化学防護服	5	
	耐電衣	9	
	耐電長靴	16	
	携帯警報器	10	
	化学防護服 (陽圧式化学防護服を除く)	5	
除染用器具	除染シャワー	1	
	除染剤散布器	2	
水難救助用器具	潜水器具	13	

	マット型空気ジャッキ	2	
切断用器具	油圧切断機	4	電動式 2
	ガス溶断器	1	
	鉄線カッター	9	
	大型油圧切断機	1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	0	
	エンジンカッター (エンジン式)	1	
	エンジンカッター (電動式)	2	
	チェーンソー (エンジン式)	1	
	チェーンソー (電動式)	2	
	空気鋸	1	
	レシプロソー	5	
	空気切断機	1	
破壊用器具	万能斧	12	
	携帯用コンクリート破壊器具	4	
	ハンマドリル	2	
	ハンマー	9	
	削岩機	2	
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	5	
	可燃性ガス測定器	5	
	酸素濃度測定器	5	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	49	
	防塵マスク	42	
	空気用補充用ボンベ	123	
	簡易呼吸器	3	
	送排風機	1	
隊員用保護器具	耐電手袋	6	
	耐電ズボン	6	
	防塵メガネ	10	
	防毒マスク	11	
	陽圧式化学防護服	7	
	耐電衣	9	
	耐電長靴	16	
	携帯警報器	10	
	化学防護服 (陽圧式化学防護服を除く)	18	
除染用器具	除染シャワー	2	
	除染剤散布器	2	
水難救助用器具	潜水器具	11	

	水中投光器	7	
	浮標	5	
	船外機	2	
	水中無線機	5	
	救命胴衣	38	
	救命浮環	10	
	救命ボート	4	
	水中時計	7	
	潜水用ポンベ	14	
山岳救助用器具	バスケット型担架	4	
検索用器具	簡易画像探索機	1	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	
その他の救助用器具	投光器	6	
	携帯拡声器	16	
	応急処置用セット	2	
	緩降機	2	
	救助用降下機	1	
	携帯無線機	21	
	車両移動器具	1	
	発電機	10	

	水中投光器	7	
	浮標	5	
	船外機	2	
	水中無線機	5	
	救命胴衣	43	
	救命浮環	10	
	救命ボート	4	
	水中時計	7	
	潜水用ポンベ	14	
山岳救助用器具	バスケット型担架	4	
検索用器具	簡易画像探索機	2	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	
その他の救助用器具	投光器	6	
	携帯拡声器	16	
	応急処置用セット	2	
	緩降機	2	
	救助用降下機	1	
	携帯無線機	21	
	車両移動器具	2	
	発電機	10	

4-8 (水防法等に基づく) 要配慮者利用施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
あま市甚目寺老人福祉センター	西今宿平割二 25 番地	443-2033
あま市民病院	甚目寺畦田 1 番地	444-0050
あま市甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
Kライン・ケアセンター七宝	七宝町秋竹六反田 417 番地 7	414-7017
Kライン・ケアセンター美和	蜂須賀北本郷 1317 番地 1	433-8300
就労継続支援A型事業所 アスライト	甚目寺郷浦 140 番地 1	449-6005
ふくろうの家 あんりみ	上萱津佐渡 37 番地	445-8476
ふくろうの家 坂牧	坂牧阿原 64 番地 2	443-7611
浅井外科デイケアセンター	七宝町沖之島九之坪 44 番地	441-8641
エトワール下田橋	七宝町下田五之坪 1111 番地	442-4165
七宝園	七宝町下田矢倉下 1433 番地	445-5411
七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432 番地	443-7800
グループホーム七宝	七宝町下田江西 66 番地 2	443-5501
好生館病院	上萱津西ノ川 8 番地	444-3188

4-8 (水防法等に基づく) 要配慮者利用施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
甚目寺老人福祉センター	西今宿平割二 25 番地	443-2033
あま市民病院	甚目寺畦田 1 番地	444-0050
あま市甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
Kライン・ケアセンター七宝	七宝町秋竹六反田 417 番地 7	414-7017
Kライン・ケアセンター美和	蜂須賀北本郷 1317 番地 1	433-8300
就労継続支援A型事業所 アスライト	甚目寺郷浦 140 番地 1	449-6005
ふくろうの家 あんりみ	上萱津佐渡 37 番地	445-8476
est.あまVI	坂牧阿原 64 番地 2	443-7611
浅井外科デイケアセンター	七宝町沖之島九之坪 44 番地	441-8641
エトワール下田橋	七宝町下田五之坪 1111 番地	442-4165
七宝園	七宝町下田矢倉下 1433 番地	445-5411
七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432 番地	443-7800
グループホーム七宝	七宝町下田江西 66 番地 2	443-5501
好生館病院	上萱津西ノ川 8 番地	444-3188

est. あま	篠田長堀 56 番地	441-6704
放課後デイサービス チャイルドパーク くまの家	西今宿山伏三 6 番地 1	052-870-0068
ナーシングホーム幸空	坂牧郷 9 番地	756-2517
グループホーム symphony 七宝	七宝町伊福河原 3 番地 6	870-9895
デイサービスうらら	木田飛江ノ見 75 番地 1	485-8219
こくりこデイサービス	甚目寺五位田 152 番地 1	485-9797
短期入所支援事業所 こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 5	526-1125
放課後デイサービス こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 7	445-5905
グループホームサライあま	西今宿梶村一 6 番 6	444-3488
医心館あま	小路三丁目 1 番地 3	462-8975
いーりす	森四丁目 10 番地 16	756-3535
ウィルサポート	森五丁目 8 番地 5	462-9837
ケアライフ たいよう	新居屋八島 45 番地	442-0666
アローホームかやづ	上萱津八劔 13 番地 1	441-2366
デイサービス 心愛	森二丁目 6 番地 5	462-2011
FLOWER OF LIFE 友楽	本郷三反地 99 番地	449-2311
リハプロジェクト 8	小路一丁目 6 番 1	462-6111
カネスエ・フロンティア	森六丁目 2 番地 2	080-6992-4496
デイサービスろはす	金岩後堂 12 番地	870-3444
ワークスペース里	七宝町下田江西 98 番地 1	886-0306
ほのぼのデイサービスセンター 穂華	丹波川中 37 番地 1	526-5011
デイサービス まはろ	森二丁目 1 番地 3	526-7709
障がい者就労支援 B 型事業所 クララ	方領西六反地 65 番地 1	433-3911
児童発達支援サービス ぷくぷく	森一丁目 5 番 13 号	446-6966
グッドライフ	七宝町桂藪ノ内 35 番地	880-0174
ハートデイサービス	七宝町桂親田 2027 番地	462-0410
第 2 ハートデイサービス	七宝町遠島七反田 491 番地 1	414-7877
住宅型有料老人ホーム フレシア	篠田小塚 55 番地 1	449-5505
放課後等デイサービス トラスト	七宝町伊福河原 1 番地 1	720-0025
就労継続支援 B 型事業所 あ・うん	花長茶木島 27 番地 4	433-7779
なごみの家	七宝町桂境之橋 14 番地	462-8648
グループホーム てとてニッケタウン	甚目寺桑丸 8 番地 1	446-5161
デイホーム心彩 (ここあ)	七宝町下田上才当治 23 番地	717-4726
つぼみ	七宝町鷹居 1 番地 106	526-8585
ひまわり会館七宝	七宝町安松 13 丁目 36 番地	443-7015
就労継続支援事業所 BeYou	森一丁目 5 番地 1	485-5722
グループホーム F o r e s t	森二丁目 5 番地 11	449-5051

est. あま	篠田長堀 56 番地	441-6704
放課後デイサービス チャイルドパーク くまの家	西今宿山伏三 6 番地 1	052-870-0068
ナーシングホーム幸空	坂牧郷 9 番地	756-2517
グループホーム symphony 七宝	七宝町伊福河原 3 番地 6	870-9895
デイサービスうらら	木田飛江ノ見 75 番地 1	485-8219
こくりこデイサービス	甚目寺五位田 152 番地 1	485-9797
短期入所支援事業所 こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 5	526-1125
放課後デイサービス こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 7	445-5905
グループホームサライあま	西今宿梶村一 6 番 6	444-3488
医心館あま	小路三丁目 1 番地 3	462-8975
いーりす	森四丁目 10 番地 16	756-3535
ウィルサポート	森五丁目 8 番地 5	462-9837
ケアライフ たいよう	新居屋八島 45 番地	442-0666
アローホームかやづ	上萱津八劔 13 番地 1	441-2366
デイサービス 心愛	森二丁目 6 番地 5	462-2011
FLOWER OF LIFE 友楽	本郷三反地 99 番地	449-2311
リハプロジェクト 8	小路一丁目 6 番 1	462-6111
カネスエ・フロンティア	森六丁目 2 番地 2	080-6992-4496
デイサービスろはす	金岩後堂 12 番地	870-3444
ワークスペース里	七宝町下田江西 98 番地 1	886-0306
ほのぼのデイサービスセンター 穂華	丹波川中 37 番地 1	526-5011
デイサービス まはろ	森二丁目 1 番地 3	526-7709
障がい者就労支援 B 型事業所 クララ	方領西六反地 65 番地 1	433-3911
児童発達支援サービス ぷくぷく	森一丁目 5 番 13 号	446-6966
ハートデイサービス	七宝町桂親田 2027 番地	462-0410
第 2 ハートデイサービス	七宝町遠島七反田 491 番地 1	414-7877
住宅型有料老人ホーム フレシア	篠田小塚 55 番地 1	449-5505
放課後等デイサービス トラスト	七宝町伊福河原 1 番地 1	720-0025
就労継続支援 B 型事業所 あ・うん	花長茶木島 27 番地 4	433-7779
なごみの家	七宝町桂境之橋 14 番地	462-8648
グループホーム てとてニッケタウン	甚目寺桑丸 8 番地 1	446-5161
デイホーム心彩 (ここあ)	七宝町下田上才当治 23 番地	717-4726
つぼみ	七宝町鷹居 1 番地 106	526-8585
ひまわり会館七宝	七宝町安松 13 丁目 36 番地	443-7015
グループホーム F o r e s t	森二丁目 5 番地 11	449-5051
悠々ハウス甚目寺	甚目寺郷中 54 番地 2 トミダ甚目寺 ビル 1F	485-4572

悠々ハウス甚目寺	甚目寺郷中 54 番地 2 トミダ甚目寺ビル 1F	485-4572	<b>アムールあま</b>	新居屋江上田 125 番地	0120-81-7511
障がい児通所支援事業所 りやん	新居屋江上田 125 番地	446-6298	グループホームひなた	甚目寺沖田 18 番地 3	090-3839-6356
グループホームひなた	甚目寺沖田 18 番地 3	090-3839-6356	ライフケアあま	森三丁目 13 番地 2	444-8600
ライフケアあま	森三丁目 13 番地 2	444-8600	ナーシングホーム美空あま	新居屋大日 30 番地	526-1102
葵	甚目寺八尻 101 番地 2	462-0274	デイサービス縁楽 森	森一丁目 10 番 12	444-0654
ナーシングホーム美空あま	新居屋大日 30 番地	526-1102	地域活動支援センターうさぎ	二ツ寺鬼田 65 番地 1	446-5171
デイサービス縁楽 森	森一丁目 10 番 12	444-0654	ハートケアホームOS	甚目寺山之浦 176 番地 2 OS・SKYマンション	443-4423
地域活動支援センターうさぎ	二ツ寺鬼田 65 番地 1	446-5171	ハートケアホーム新居屋	新居屋東高田 80 番地 1	443-4423
ハートケアホームOS	甚目寺山之浦 176 番地 2 OS・SKYマンション	443-4423	就労継続支援B型事業所 つむぐ	七宝町川部出屋敷 53 番地	443-2237
ハートケアホーム新居屋	新居屋東高田 80 番地 1	443-4423	ファーストステップあま	篠田寺前 12 番地 1 階	870-0704
就労継続支援B型事業所 つむぐ	七宝町川部出屋敷 53 番地	443-2237	あま市くすのきの家	甚目寺稲荷新田 20 番地	446-0453
ファーストステップあま	篠田寺前 12 番地 1 階	870-0704	あま市くすのきの家西館	甚目寺稲荷新田 37 番地 1	445-1365
あま市くすのきの家	甚目寺稲荷新田 20 番地	446-0453	ケアハウスあま	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
あま市くすのきの家西館	甚目寺稲荷新田 37 番地 1	445-1365	グループホーム第二あま恵寿荘	二ツ寺三本松 82 番地	445-0220
ケアハウスあま	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211	生活介護 ている	七宝町遠島七台 1074 番	446-8814
グループホーム第二あま恵寿荘	二ツ寺三本松 82 番地	445-0220	グループホームきららあま七宝町	七宝町鯉橋六丁目 27 番地 1	462-0611
生活介護 ている	七宝町遠島七台 1074 番	446-8814	たんぼぼデイサービス甚目寺	本郷郷前 9 番地	462-0765
グループホームきららあま七宝町	七宝町鯉橋六丁目 27 番地 1	462-0611	チャイルドウィッシュあま	新居屋山 109 番地	485-9443
たんぼぼデイサービス甚目寺	本郷郷前 9 番地	462-0765	チャイルドハート東海甚目寺	本郷柿ノ木 119 番地	462-1447
チャイルドウィッシュあま	新居屋山 109 番地	485-9443	L. I. B.	七宝町川部丸田 54 番地	414-7094
チャイルドハート東海甚目寺	本郷柿ノ木 119 番地	462-1447	じもくじ	甚目寺松山 147 番地 2	700-2236
L. I. B.	七宝町川部丸田 54 番地	414-7094	グループホーム第3じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323
じもくじ	甚目寺松山 147 番地 2	700-2236	第2じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323
グループホーム第3じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323	なないろたまご	森七丁目 5 番地 7	462-6556
第2じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323	日中一時支援 どんぐりの森	七宝町桂郷内 1634 番地	445-3030
なないろたまご	森七丁目 5 番地 7	462-6556	<b>グループホームこころ</b>	木田道下 59 番 1	442-2214
日中一時支援 どんぐりの森	七宝町桂郷内 1634 番地	445-3030	ハート	森山番上 30 番地 1	756-2586
グループホーム木田	木田道下 59 番 1	442-2214	就労継続支援B型事業所 くろーばー	七宝町鷹居一丁目 78 番地	442-0333
ハート	森山番上 30 番地 1	756-2586	放課後等デイサービス すまいる	七宝町鷹居一丁目 78 番地	443-2525
就労継続支援B型事業所 くろーばー	七宝町鷹居一丁目 78 番地	442-0333	指定共同生活介護コスモス	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8100
放課後等デイサービス すまいる	七宝町鷹居一丁目 78 番地	443-2525	指定就労継続支援施設ダリア	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8118
指定共同生活介護コスモス	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8100	指定共同生活介護らん	新居屋岩屋 6 番地	442-1903
指定就労継続支援施設ダリア	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8118	リハビリ広場 ぷらすはびねす	花正柳坪 28 番地 3	442-7711
指定共同生活介護らん	新居屋岩屋 6 番地	442-1903	海部東部日中一時支援事業所	西今宿梶村一 15 番地	442-3191
リハビリ広場 ぷらすはびねす	花正柳坪 28 番地 3	442-7711	海部東部デイサービスセンター	新居屋鶴田 14 番地	462-0601
海部東部日中一時支援事業所	西今宿梶村一 15 番地	442-3191	あいき針灸デイセンター	中萱津南ノ川 17 番地	444-4070
			あおば会 グループホームやすらぎの家	坂牧向江 70 番地	449-6316

海部東部デイサービスセンター	新居屋鶴田 14 番地	462-0601		リハビリデイサービスげんき倶楽部・甚目寺	新居屋辻畑 54 ハイレジデンス 102 号室	449-6016	
あいき針灸デイセンター	中萱津南ノ川 17 番地	444-4070		ヴィエールひだまり	乙之子楠島 30 番地 1	445-3147	
あおば会 グループホームやすらぎの家	坂牧向江 70 番地	449-6316		小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1771	
リハビリデイサービスげんき倶楽部・甚目寺	新居屋辻畑 54 ハイレジデンス 102 号室	449-6016		グループホーム「ポプラ」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1772	
ヴィエールひだまり	乙之子楠島 30 番地 1	445-3147		リハビリデイサービスさくら	七宝町桂北海道 43 番地	441-1191	
小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1771		デイカフェ咲く	七宝町桂北海道 43 番地	441-3538	
グループホーム「ポプラ」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1772		リハビリ湯や あしたば	甚目寺権現 97 番地 2	890-8012	
リハビリデイサービスさくら	七宝町桂北海道 43 番地	441-1191		えんでこ	森山弁才天 80 番地	414-4781	
デイカフェ咲く	七宝町桂北海道 43 番地	441-3538		えんでこ 2	花正八反田 57 番地	414-4781	
リハビリ湯や あしたば	甚目寺権現 97 番地 2	890-8012		放課後等デイサービス ちびっこどんぐり	七宝町桂宮附 1590 番地	445-0009	
えんでこ	森山弁才天 80 番地	414-4781		地域活動支援センター ゆったりホーム	七宝町桂西塚 83 番地	446-1733	
えんでこ 2	花正八反田 57 番地	414-4781		ホッとスペース いずみ	花長下町田 26 番地 4	0587-81-4404	
えんでこあ	小橋方杖之口 378 番地 11	217-7514		グループホーム Forest II	森三丁目 3 番地 18	526-7768	
放課後等デイサービス ちびっこどんぐり	七宝町桂宮附 1590 番地	445-0009		グループホーム symphony 甚目寺	甚目寺沖田 43 番地 3	717-6405	
地域活動支援センター ゆったりホーム	七宝町桂西塚 83 番地	446-1733		est. あま II	篠田北長無 2 番地 1	747-1244	
ホッとスペース いずみ	花長下町田 26 番地 4	0587-81-4404		est. あま VII	甚目寺松山 178 番地 7	442-7344	
グループホーム Forest II	森三丁目 3 番地 18	526-7768		est. あま III	七宝町川部屋敷代 70	217-7002	
グループホーム symphony 甚目寺	甚目寺沖田 43 番地 3	717-6405		グループホーム II OYU あま	西今宿郷内-35	052-717-5346	
est. あま II	篠田北長無 2 番地 1	747-1244		グループホーム木田 C	森山番上 3 0 番 7	441-7139	
グループホームふくろうの家坂牧 II	甚目寺松山 178 番地 7	442-7344		こだまのいえ鯉橋	七宝町鯉橋一丁目 45 番地 2	445-5530	
est. あま III	七宝町川部屋敷代 70	217-7002		ハートホームごん太	新居屋上権限 89 番地 5	443-4423	
グループホームわおん西今宿	西今宿郷内-35	080-7346-8161		結和のおうち あま石作	石作郷 6 番地 4	444-1182	
グループホーム木田 C	森山番上 3 0 番 7	441-7139		児童発達支援センター すてっぷあいる	中橋五反地 9 番地	414-5546	
こだまのいえ鯉橋	七宝町鯉橋一丁目 45 番地 2	445-5530		ちよだファーム	木田東 2 3 番地 1	526-2666	
ハートホームごん太	新居屋上権限 89 番地 5	443-4423		B e レンジャーきらきら蛙	七宝町桂宮前 8 番地	526-8666	
結和のおうち あま石作	石作郷 6 番地 4	444-1182		さわやか	七宝町伊福参之割 48 番地 1	977-2015	
すてっぷあいる	中橋五反地 9 番地	414-5546		共の和 あま	甚目寺郷前 39 番地	442-0202	
ちよだファーム	木田東 2 3 番地 1	526-2666		D a y s アクティブ	甚目寺桜田 9 番地 1	443-0390	
B e レンジャーきらきら蛙	七宝町桂宮前 8 番地	526-8666		生活介護事業所 BeYou	森八丁目 14 番地 6	442-0211	
ヤシの木	七宝町伊福参之割 48 番地 1	433-9551		デイサービスおかげ庵花水木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535	
共の和 あま	甚目寺郷前 39 番地	442-0202		デイサービスゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	485-7700	
D a y s アクティブ	甚目寺桜田 9 番地 1	443-0390		ゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	588-2060	
生活介護事業所 BeYou	森八丁目 14 番地 6	442-0211		ニッケととてあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240	
デイサービスおかげ庵花水木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535		ニッケふれあいセンターあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240	
デイサービスゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	485-7700		ハピネス花水木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535	
ゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	588-2060		さわやかあま館	上萱津大門 11 番地	093-551-5555	

ニッケとてあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240	地域活動支援センター 輪喜	木田道上 37 番地	090-4261-0154
ニッケふれあいセンターあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240	地域活動支援センターヤシの実	七宝町伊福参之割 48 番地 1	433-9551
ハピネス花水木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535	緑家七宝	七宝町桂角田 32 番地	756-4803
さわやかあま館	上萱津大門 11 番地	093-551-5555	ソレイユ蜂須賀	蜂須賀五反地 21-1	442-8107
地域活動支援センター 輪喜	木田道上 37 番地	090-4261-0154	あま市七宝老人福祉センター	七宝町桂弥勒 28 番地	441-1681
地域活動支援センターヤシの実	七宝町伊福参之割 48 番地 1	433-9551	あま市美和総合福祉センターすみれの里	花正中之割 13 番地 1	446-0611
緑家七宝	七宝町桂角田 32 番地	756-4803	あま市七宝高齢者生きがい活動センター	七宝町桂弥勒 28 番地	443-5078
ソレイユ蜂須賀	蜂須賀五反地 21-1	442-8107	特別養護老人ホームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
あま市七宝老人福祉センター	七宝町桂弥勒 28 番地	441-1681	特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘	坂牧向江 24 番地	462-0124
あま市美和総合福祉センターすみれの里	花正中之割 13 番地 1	446-0611	老人デイサービスセンター 「あま恵寿荘デイサービスセンター」	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
あま市七宝高齢者生きがい活動センター	七宝町桂弥勒 28 番地	443-5078	認知症共同生活介護支援事業 グループホ ームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
特別養護老人ホームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211	有料老人ホーム咲くさく	七宝町遠島南萱苺島 33 番	445-1139
特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘	坂牧向江 24 番地	462-0124	メディカルホーム 雅・あま	七宝町川部佛教田 76 番 1	433-5701
老人デイサービスセンター 「あま恵寿荘デイサービスセンター」	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211	ナーシングホームグレース	新居屋茶屋 34 番地	750-8311
認知症共同生活介護支援事業 グループホ ームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211	緑家甚目寺	本郷取替 18 番地	756-4803
有料老人ホーム咲くさく	七宝町遠島南萱苺島 33 番	445-1139	あま市立七宝北部保育園	七宝町安松七丁目 8 番地	441-0644
メディカルホーム 雅・あま	七宝町川部佛教田 76 番 1	433-5701	あま市立正則保育園	二ツ寺三本松 80 番地	444-1529
ナーシングホームグレース	新居屋茶屋 34 番地	750-8311	あま市立篠田保育園	篠田三丁目 52 番地	443-0656
緑家甚目寺	本郷取替 18 番地	756-4803	あま市立昭和保育園	甚目寺二伴田 76 番地	444-5199
あま市立七宝北部保育園	七宝町安松七丁目 8 番地	441-0644	あま市立聖徳保育園	甚目寺東大門 43 番地	444-7731
あま市立正則保育園	二ツ寺三本松 80 番地	444-1529	あま市立萱津保育園	中萱津南宿 208 番地	442-1884
あま市立篠田保育園	篠田三丁目 52 番地	443-0656	あま市立新居屋保育園	新居屋東高田 50 番地	442-1883
あま市立昭和保育園	甚目寺二伴田 76 番地	444-5199	あま市立五条保育園	西今宿六反地四 12 番地	441-5995
あま市立聖徳保育園	甚目寺東大門 43 番地	444-7731	あま市立大花保育園	上萱津銭神 65 番地 1	443-0811
あま市立萱津保育園	中萱津南宿 208 番地	442-1884	社会福祉法人七宝福祉会七宝こども園	七宝町伊福薬師 16 番地	442-1221
あま市立新居屋保育園	新居屋東高田 50 番地	442-1883	社会福祉法人美和こども園	金岩枝村 36 番地	444-1131
あま市立五条保育園	西今宿六反地四 12 番地	441-5995	社会福祉法人福寿会ひかりこども園	新居屋辻畑 22 番地	449-6888
あま市立大花保育園	上萱津銭神 65 番地 1	443-0811	学校法人福寿学園七宝幼稚園	七宝町安松八丁目 92 番地	444-4744
社会福祉法人七宝福祉会七宝こども園	七宝町伊福薬師 16 番地	442-1221	学校法人明和学園幼保連携型こども園 明和幼稚園	中橋宮前 18 番地	442-0301
社会福祉法人美和こども園	金岩枝村 36 番地	444-1131	あま市立七宝児童館	七宝町安松老本木 2416 番地 2	442-2550
社会福祉法人福寿会ひかりこども園	新居屋辻畑 22 番地	449-6888	あま市立美和児童館	木田五反田 124 番地 1	443-5454
学校法人福寿学園七宝幼稚園	七宝町安松八丁目 92 番地	444-4744	あま市立甚目寺南児童館	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
学校法人明和学園幼保連携型こども園 明和幼稚園	中橋宮前 18 番地	442-0301	あま市立甚目寺北児童館	森二丁目 6 番地 2	445-1367
あま市立七宝児童館	七宝町安松老本木 2416 番地 2	442-2550	あま市立甚目寺西児童館	新居屋東高田 58 番地	442-0083
あま市立美和児童館	木田五反田 124 番地 1	443-5454	学校法人西学園青山幼稚園	七宝町沖之島五反田 28 番地 1	442-3488

あま市立甚目寺南児童館	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753	学校法人長沢学園木田幼稚園	木田南一丁目 2 番地 5	442-0180
あま市立甚目寺北児童館	森二丁目 6 番地 2	445-1367	学校法人愛知石川学園甚目寺幼稚園	西今宿山伏一 16 番地	444-0572
あま市立甚目寺西児童館	新居屋東高田 58 番地	442-0083	学校法人宝学園中川幼稚園	七宝町伊福隅田 56 番地	442-0170
学校法人名西学園青山幼稚園	七宝町沖之島五反田 28 番地 1	442-3488	あま市立七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	052-444-2035
学校法人長沢学園木田幼稚園	木田南一丁目 2 番地 5	442-0180	あま市立宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8294
学校法人愛知石川学園甚目寺幼稚園	西今宿山伏一 16 番地	444-0572	あま市立伊福小学校	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8297
学校法人宝学園中川幼稚園	七宝町伊福隅田 56 番地	442-0170	あま市立秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358 番地	052-442-8553
あま市立七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	052-444-2035	あま市立美和小学校	木田小島 55 番地	052-444-1047
あま市立宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8294	あま市立正則小学校	二ツ寺三本松 46 番地	052-444-1073
あま市立伊福小学校	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8297	あま市立篠田小学校	篠田十王堂 59 番地	052-444-1059
あま市立秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358 番地	052-442-8553	あま市立美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	052-441-8577
あま市立美和小学校	木田小島 55 番地	052-444-1047	あま市立甚目寺小学校	甚目寺寺西 40 番地	052-444-0040
あま市立正則小学校	二ツ寺三本松 46 番地	052-444-1073	あま市立甚目寺南小学校	西今宿六反割 60 番地 1	052-442-4717
あま市立篠田小学校	篠田十王堂 59 番地	052-444-1059	あま市立甚目寺東小学校	中萱津西ノ川 40 番地	052-441-4493
あま市立美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	052-441-8577	あま市立甚目寺西小学校	新居屋三反通 11 番地	052-443-0024
あま市立甚目寺小学校	甚目寺寺西 40 番地	052-444-0040	あま市立七宝中学校	七宝町川部山王 4 番地	052-444-2051
あま市立甚目寺南小学校	西今宿六反割 60 番地 1	052-442-4717	あま市立七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117 番地	052-441-7700
あま市立甚目寺東小学校	中萱津西ノ川 40 番地	052-441-4493	あま市立美和中学校	木田丁子ノ口 1 番地	052-444-1026
あま市立甚目寺西小学校	新居屋三反通 11 番地	052-443-0024	あま市立甚目寺中学校	甚目寺二伴田 76 番地	052-444-0074
あま市立七宝中学校	七宝町川部山王 4 番地	052-444-2051	あま市立甚目寺南中学校	本郷八尻 6 番地	052-443-1511
あま市立七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117 番地	052-441-7700	愛知県立五条高等学校	西今宿阿弥陀寺 56 番地	052-442-1515
あま市立美和中学校	木田丁子ノ口 1 番地	052-444-1026	愛知県立美和高等学校	篠田五ツ藤 1 番地	052-443-1700
あま市立甚目寺中学校	甚目寺二伴田 76 番地	052-444-0074	あま市立七宝児童クラブ	七宝町桂角田 1777 番地	052-442-0130
あま市立甚目寺南中学校	本郷八尻 6 番地	052-443-1511	あま市立宝児童クラブ	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8305
愛知県立五条高等学校	西今宿阿弥陀寺 56 番地	052-442-1515	あま市立伊福児童クラブ	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8316
愛知県立美和高等学校	篠田五ツ藤 1 番地	052-443-1700	あま市立秋竹児童クラブ	七宝町秋竹中道 358 番地	052-443-8007
あま市立七宝児童クラブ	七宝町桂角田 1777 番地	052-442-0130	あま市立美和北部児童クラブ	二ツ寺三本松 46 番地	052-441-4350
あま市立宝児童クラブ	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8305	あま市立美和南部児童クラブ	篠田三丁目 51 番地	052-445-5270
あま市立伊福児童クラブ	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8316	あま市立美和東部児童クラブ	木田五反田 124-1	052-442-3650
あま市立秋竹児童クラブ	七宝町秋竹中道 358 番地	052-443-8007	あま市立美和児童クラブ	木田丁子の口 6-1	052-446-4490
あま市立美和北部児童クラブ	二ツ寺三本松 46 番地	052-441-4350	あま市立美和小児童クラブ	木田小島 55 番地	080-2657-9366
あま市立美和南部児童クラブ	篠田三丁目 51 番地	052-445-5270	あま市立甚目寺中央児童クラブ	西今宿馬洗 46	052-442-8036
あま市立美和東部児童クラブ	木田五反田 124-1	052-442-3650	あま市立甚目寺南児童クラブ	本郷柿ノ木 92	052-443-1753
あま市立美和児童クラブ	木田丁子の口 6-1	052-446-4490	あま市立甚目寺南小児童クラブ	中萱津西ノ川 40 番地	052-445-0887
あま市立美和小児童クラブ	木田小島 55 番地	080-2657-9366	あま市立甚目寺北児童クラブ	森二丁目 6-2	052-445-1367
あま市立甚目寺中央児童クラブ	西今宿馬洗 46	052-442-8036	あま市立甚目寺小児童クラブ	甚目寺寺西 40 番地	052-441-0145
あま市立甚目寺南児童クラブ	本郷柿ノ木 92	052-443-1753	あま市立甚目寺西児童クラブ	新居屋東高田 58	052-442-0083
あま市立甚目寺南小児童クラブ	中萱津西ノ川 40 番地	052-445-0887	宿泊提供施設 トヨヒロハウス	甚目寺茶之木田 5 8-1	0120-449-190

あま市立甚目寺北児童クラブ	森二丁目 6-2	052-445-1367
あま市立甚目寺小児童クラブ	甚目寺西 40 番地	052-441-0145
あま市立甚目寺西児童クラブ	新居屋東高田 58	052-442-0083
宿泊提供施設 トヨヒロハウス	甚目寺茶之木田 5 8-1	0120-449-190

医療法人和合会好生館病院 保育室さくらんぼ	上萱津西ノ川 8 番地	052-444-3188
たんぼぼデイサービス甚目寺	本郷郷前 9 番地	052-462-0765
ひかりっこ園	新居屋辻畑 22 番地	052-449-6888
ヤクルト美和保育ルーム	篠田稲荷 15MSK スクエア	052-449-2050
学校法人福寿学園ちびっこ園	七宝町安松 8 丁目 92 番地	052-444-4744
学校法人長沢学園小規模保育事業所パオパオルーム	木田宮前 6 番地	052-443-7355
学校法人長沢学園小規模保育事業所パオパオルームⅡ	木田飛江ノ見 63 番地 1	052-526-6550

## 5 消防関係

### 5-2 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

40

#### 1 消防ポンプ自動車等現有数

令和 6 年 4 月 1 日現在

種 類	数 量	種 類	数 量
消防吏員数	156 人	救助工作車	1 台
普通消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3 台	広 報 車	4 台
水槽付消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3 台	後方支援車	1 台
はしご付消防自動車 (30m 以上)	1 台	人員搬送車	1 台
化 学 車	1 台	火災調査車	1 台
救急自動車	6 台	水 槽 車	1 台
指 揮 車	1 台	泡消火薬剤 (合成界面活性剤 3% 型)	4400

#### 2 消防水利の現況

令和 6 年 4 月 1 日現在

種 類	消 火 栓	防火水槽 (20~100m <sup>3</sup> 未満)	プ ール
数 量	1,347 か所	189 か所	19 か所

(注) 消防水利は、あま市内に所在するもののみの数である。

### 5-3 あま市消防団保有の消防力

40

令和 6 年 4 月 1 日現在

分 団 数	団 員 数	広 報 車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ 軽消防車
14 分団	285 人	2 台	15 台	14 台	1 台

## 5 消防関係

### 5-2 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

#### 1 消防ポンプ自動車等現有数

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 類	数 量	種 類	数 量
消防吏員数	155 人	救助工作車	1 台
普通消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3 台	広 報 車	4 台
水槽付消防ポンプ自動車 (B 1 以上)	3 台	後方支援車	1 台
はしご付消防自動車 (30m 以上)	1 台	人員搬送車	1 台
化 学 車	1 台	火災調査車	1 台
救急自動車	7 台	水そう車	1 台
指 揮 車	1 台	泡消火薬剤 (合成界面活性剤 3% 型)	6800

#### 2 消防水利の現況

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 類	消 火 栓	防火水槽 (20~100m <sup>3</sup> 未満)	プ ール
数 量	1,278 か所	183 か所	19 か所

(注) 消防水利は、あま市内に所在するもののみの数である。

### 5-3 あま市消防団保有の消防力

令和 7 年 4 月 1 日現在

分 団 数	団 員 数	広 報 車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ 軽消防車
14 分団	288 人	2 台	15 台	14 台	1 台

更新

更新

更新

41

## 5-5 危険物施設数一覧

令和6年4月1日現在

区 分		数 量
製 造 所		5
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	30
	屋外タンク貯蔵所	12
	屋内タンク貯蔵所	6
	地下タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	4
	屋外貯蔵所	5
取 扱 所	給油取扱所・営業所	11
	給油取扱所・自家用	12
	販売取扱所・第1種	1
	一般取扱所	16
合 計		117

41

## 5-6 毒物・劇物貯蔵・取扱所有数一覧

令和6年4月1日現在

区 分	数 量
少量危険物貯蔵取扱所	211
指定可燃物貯蔵取扱所	81
毒物・劇物貯蔵取扱所	19

## 5-5 危険物施設数一覧

令和7年4月1日現在

区 分		数 量
製 造 所		5
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	28
	屋外タンク貯蔵所	9
	屋内タンク貯蔵所	6
	地下タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	4
	屋外貯蔵所	5
取 扱 所	給油取扱所・営業所	11
	給油取扱所・自家用	12
	販売取扱所・第1種	1
	一般取扱所	15
合 計		111

## 5-6 毒物・劇物貯蔵・取扱所有数一覧

令和7年4月1日現在

区 分	数 量
少量危険物貯蔵取扱所	225
指定可燃物貯蔵取扱所	81
毒物・劇物貯蔵取扱所	19

更新

## 6 水防関係

### 6-1 水防資機材備蓄状況

令和6年4月1日現在

設置場所		あま市							
倉庫名		七宝	七宝第二	美和	花正	篠田	甚目寺	甚目寺第二	
主要資材	杭木（4m以上）	本	230		200			30	
	杭木（3m以下）	本	600		620	200	100	600	100
	銅杭（1m）	本	40	50		50	100	40	50
	縄	kg	94.8	13.5	99	27	13.5	99	17.5
	鉄線	kg	149.6	81.5	148	81.5	81.5	128	48.9
	土のう用袋	枚	66,050	19,000	34,750	24,700	25,000	74,900	21,000
	ブルーシート	枚	20	40	(30)40	50	50	50	40
	ビニールシート	本	6	10	7	10	8	8	3
主要器材	たこづち	丁	20	5	13	10	5	10	5
	掛矢	丁	25	5	12	19	5	17	10
	スコップ	丁	75	20	68	22	30	93	18
	鋸	丁	10	6	2	8	5	11	3
	おの	丁	15	5	5		5	5	
	ペンチ	丁	6	3	9	5	3	6	3
	ハンマー	丁	3	3	5	3	3	3	3
	大ハンマー	丁	14	10	13	15	10	14	10
	シノ	丁	19	3	7	3	3	5	5
	鎌	丁	23	5	15	10	5	25	5
	一輪車	台	7	5	6	4	5	3	5
	クリッパー	丁	10	5	8	15	5	6	3
	なた	丁	12		9	5		10	3
	ツルハシ	丁	5	5	20	5	5	5	3
	み	丁	20	20	25	18	20	20	10
	アルミリアカー	台		3	1	4	1	3	1
	はしご	基		5	2	3	2	3	2
主要器材	発電機	台		2		5		1	
	投光器（発電機搭載）	台		3		4		4	
	強力ライト	台	(15)30		(25)40	10	10	(15)29	
	キャップライト	台	(20)		40	20	20		
	救命胴衣	着	15		(10)30			(10)20	
	小型排水ポンプ	台		2		3		4	
	水中ポンプ	台		2		1		(1)1	
	チェーンソー	台		3		6		1	
	舟艇	隻		2	1	1		2	1
	船外機	台		2		2		1	1
	ゴムボート	隻				1		2	2

注（ ）内は市の保管

## 6 水防関係

### 6-1 水防資機材備蓄状況

令和7年4月1日現在

設置場所		あま市							
倉庫名		七宝	七宝第二	美和	花正	篠田	甚目寺	甚目寺第二	
主要資材	杭木（4m以上）	本	0		200			30	
	杭木（3m以下）	本	0		620	200	100	600	100
	銅杭（1m）	本	0	90		50	94	40	50
	縄	kg	0	108.3	99	27	13.0	99	17.5
	鉄線	kg	0	231.1	148	81.5	81.5	128	48.9
	土のう用袋	枚	0	21,000	34,750	24,700	24,600	74,900	21,000
	ブルーシート	枚	0	60	(30)40	50	50	50	40
	ビニールシート	本	0	16	7	10	8	8	3
主要器材	たこづち	丁	0	25	13	10	5	10	5
	掛矢	丁	0	31	12	19	5	17	10
	スコップ	丁	0	105	68	22	30	93	18
	鋸	丁	0	16	2	8	5	11	3
	おの	丁	0	19	5		5	5	
	ペンチ	丁	0	9	9	5	3	6	3
	ハンマー	丁	0	6	5	3	3	3	3
	大ハンマー	丁	0	24	13	15	10	14	10
	シノ	丁	0	22	7	3	3	5	5
	鎌	丁	0	28	15	10	5	31	5
	一輪車	台	0	12	6	4	5	3	5
	クリッパー	丁	0	15	8	15	5	6	3
	なた	丁	0	12	9	5		10	3
	ツルハシ	丁	0	10	20	5	5	5	3
	み	丁	0	40	25	18	20	20	10
	アルミリアカー	台		3	1	4	1	3	1
	はしご	基		5	2	3	2	3	2
主要器材	発電機	台		2		5		1	
	投光器（発電機搭載）	台		3		4		4	
	強力ライト	台	0	(45)	(25)40	10	10	(15)29	
	キャップライト	台	0	(20)	40	20	20		
	救命胴衣	着	0	15	(10)30			(10)20	
	小型排水ポンプ	台		2		3		4	
	水中ポンプ	台		2		2		(0)1	
	チェーンソー	台		3		6		1	
	舟艇	隻		2	1	1		2	1
	船外機	台		2		2		0	1
	ゴムボート	隻				1		2	2

注（ ）内は市の保管

更新

## 7 輸送関係

### 7-1 市所有自動車保有状況

令和6年4月1日現在

車種	普通乗用車	軽自動車(貨物、乗用)	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種用途自動車	計
数量	8	56	14	14	18	110

## 7 輸送関係

### 7-1 市所有自動車保有状況

令和7年4月1日現在

車種	普通乗用車	軽自動車(貨物、乗用)	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種用途自動車	計
数量	8	59	13	13	17	110

更新

## 9 協定

(追加)

## 9 協定

### 9-62 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部地区環境事務組合、大栄環境株式会社）

追加

#### 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部地区環境事務組合（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 本協定書は、甲の地域内において不測の事態が発生した場合及び甲が所有する一般廃棄物処理施設が被災した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

#### （定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援
- (5) 仮置き場の運営管理に関する資機材等の支援及び人的支援
- (6) 前各号に伴う必要な事業

#### （災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

#### （連絡協議会）

第5条 甲及び乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村又は都道府県に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を9通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年1月21日

### 9-63 災害時における支援協力に関する協定書（名古屋電機工業株式会社）

#### 災害時における支援協力に関する協定書

あま市（以下「甲」という。）と名古屋電機工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における交通規制対策等に必要な製品等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、あま市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する可搬式標識システム、表示看板及び発電バッテリー装置等（以下「資機材等」という）の提供（リース）に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害時及び事故等大規模な交通規制対策が必要となった場合において資機材等調達が必要となった場合には、乙に対して乙の所有する資機材等について調達の協力を要請することができる。

#### （協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する資機材等を優先的に提供するものとする。

#### （資機材等の種類）

第4条 甲が乙に要請する資機材等は、次に掲げるもののうち、乙が所有する資機材等とする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他乙が所有提供できる資機材

#### （要請の手続）

第5条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、資機材調達要請書（別記様式第1号）により、乙に対して資機材等の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに資機材調達要請書（別記様式）を提出するものとする。

#### （調達の実施）

第6条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく資機材等の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、乙が所有提供できる代替え資機材及び今後の出荷見通しをその旨、甲に連絡するものとする。

#### （運搬・資機材等の引き渡し）

第7条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。また、乙が所有する資機材等の引渡しは、甲の指定する場所において、甲又は甲の指定する者による立会、乙による設置・組立のうえ資機材等の引渡しを行うものとする。

2 甲による引き上げ依頼があった際には、乙により撤去・移動を行うとともに資機材調達報告書（別紙様式第2号）をもって速やかに甲に対して報告するものとする。

(資機材等の代金等)

第8条 甲が調達した資機材等の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(訓練の参加)

第10条 災害応急対応業務を円滑に行うため、甲は乙に対して甲が実施する防災訓練等への参加を要請することができるものとする。防災訓練等の協力に要する費用は、乙の負担とする。

(報告)

第11条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第13条 この協定に基づく甲の資機材等調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年3月11日

別 表

資 機 材 等
可搬式標識・フルカラー大型タイプ（ソーラー）
可搬式標識・3色タイプ（ソーラー）
可搬式標識・3色タイプ（AC100V）
その他、保管貸出可能資機材

※在庫状況により変動するため、要請時に資機材リストを甲に提出するものとし、代替え品は同等品以上のものとする。

様式第1号 (第5条関係)

# 資 機 材 調 達 要 請 書

年 月 日

名古屋電機工業株式会社

代表取締役社長 様

あま市長

災害時における支援協力物資に関する協定書第5条に基づき、次の物資の調達を要請します。

品 目	数 量	引渡場所	引渡日時

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号 (第6条関係)

# 資 機 材 調 達 報 告 書

年 月 日

あま市長 様

名古屋電機工業株式会社

代表取締役社長

災害時における支援協力物資に関する協定書第6条に基づき、次のとおり供給・撤去した  
ことを報告します。

品 目	数 量	設置日時 (撤去日時)	設置場所 (撤去場所)	備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**9-64 防災交流都市協定書（沖縄県名護市）**

## 防災交流都市協定書

愛知県あま市と沖縄県名護市は、震災の教訓や両市が経験してきた各種災害に関する知識を共有し、相互の理解と信頼を基に一層の友好を深め、将来にわたる両市民の安全・安心に向け、防災交流都市協定を締結する。

**（目的）**

第1条 この協定は、防災対策に関し両市が平時から連携を密にすることで、両市における防災対策の充実を図ることを目的とする。

**（平時の活動）**

第2条 両市は、次の各号に掲げる事項を平時から実施し、大規模災害時における相互応援協定書（令和3年2月9日締結）に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画、復旧・復興に関する情報等の交換
- (2) 防災訓練及び市民の啓発等
- (3) 救援に必要な物資等の調達体制の整備
- (4) その他災害時の相互応援が円滑に行われるために必要な事項

**（体制の整備）**

第3条 両市は、相互の交流による情報の共有促進を図り、防災対策に係る必要な体制の整備に努めるものとする。

2 両市は、この協定による平時からの連携を図るため連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

**（雑則）**

第4条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

**（適用日）**

第5条 この協定は、令和7年7月29日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、協定市の長が記名の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月29日

## 9-65 災害時相互応援協定書（北海道釧路市）

追加

## 災害時相互応援協定書

北海道釧路市（以下「甲」という）と愛知県あま市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互の応援体制に関し、次の通り協定を締結する。

## （協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したとき、被災した市が被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品物資及び車輛等の資機材の提供
- （3）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

## （応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当窓口に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）その他必要な事項

## （応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 甲又は乙は、要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施できるものとする。

## （応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 第2条第3号の規定により応援のため派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条各号の定めに要した経費は原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援職員が、その活動により負傷、疾病又は死亡した場合、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの情報交換に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年9月29日

